



江東区防災対策の現況について

令和 7 年度

江東区

目 次

I 江東区地域防災計画（概要版）

江東区地域防災計画	3
1 計画の方針	3
2 江東区的地勢	5
3 江東区の減災目標	5
〈目標を達成するための主な対策〉	6

II 江東区防災対策の現況

区、区民、関係機関等の責務と連携	11
1. 区民を災害から守るための事業及び計画	12
（1）江東区耐震改修促進計画における耐震改修等助成事業	12
（2）老朽建築物除却助成事業	13
（3）細街路拡幅整備事業	13
（4）ブロック塀等撤去助成事業	13
（5）不燃化特区整備・推進事業	13
（6）耐震・不燃化推進事業	14
（7）都市計画道路の整備	14
（8）道路の無電柱化	15
（9）橋梁整備計画	15
（10）みどりのまちなみ緑化助成	15
（11）河川防災	17
（12）家具転倒防止器具取付事業	17
（13）火災警報器・自動消火装置給付事業	18
（14）江東区防災センター	18
2. 区の災害対策	19
（1）災害情報システム「江東区防災ポータル」「江東区防災アプリ」	19
（2）防災行政無線ネットワーク	19
（3）消火器ネットワーク	20
（4）総合防災訓練	20
（5）自主防災訓練	20
① 地震体験車（起震車）・煙体験機	20
② 消火器の貸出	21
③ 食料・参加記念品の支給	21
④ 防火防災訓練災害補償等共済制度	21
（6）民間防災組織	21
① 災害協力隊	21

② 消火隊	22
③ 事業所の自衛消防隊	22
(7) 避難行動要支援者対策	22
(8) 学校避難所運営協力本部連絡会の開催	23
(9) 小災害り災者の援助	24
(10) 防災基金	24
(11) こうとう安全安心メール	24
(12) 江東区防災関連情報 X	24
(13) 帰宅困難者対策	24
(14) 避難者対策	26
(15) 備蓄計画	28
(16) 災害時における協力協定	29
(17) 水害対策	38
3. 区の防災啓発事業	39
① 江東区防災ポータル	39
② 防災パンフレット	39
③ 防災マップ	40
④ スマートフォン用アプリケーション「江東区防災アプリ」	40
⑤ 区民まつり	40
⑥ 防災用品のあっせん	40
⑦ 家庭用消火器のあっせん	40
⑧ 感震ブレーカーの配付・助成	41
⑨ 防災 DVD の貸出	41
⑩ 災害協力隊活動マニュアル	41
⑪ 高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き	41
⑫ 防災用品の展示	41

III 災害協力隊の活動

1. 災害協力隊の組織	45
(1) 組織の編成	45
(2) 必要な役割	45
(3) 被害状況の調査・報告	46
2. 避難所設置と運営	46
(1) 避難所の設置	46
(2) 災害協力隊の避難所運営時の組織	47
(3) 「学校避難所運営協力本部」の仕組み	47
① 学校避難所運営協力本部（学校施設が避難所となる場合）	47
② 区派遣職員	48

③ 災害協力隊	48
④ 避難所運営サポーター	48
⑤ ボランティア	48
3. 平常時の防災対策	48
(1) 平常時の活動	48
(2) 地区別防災カルテ・防災計画の作成	49
① 地区別防災カルテ	49
② 地区別防災計画	49
4. 水害時の活動	49
(1) 災害時の業務	49
① 危険箇所の通報	49
② 避難の誘導	49
(2) 平常時の業務	49
① 河川護岸及び排水施設等の調査	49
② 避難先の確認及び住民への周知	49

資 料

資料 1 避難場所等一覧表	53
(1) 概略図	53
(2) 地区割当	54
資料 2 避難所一覧表	55
資料 3 福祉避難所一覧表	56
資料 4 医療救護活動予定場所（緊急医療救護所等）一覧	57
資料 5 拡声子局設置一覧表	58
資料 6 無線等系統図	61
資料 7 備蓄物資一覧表	62
資料 8 防災倉庫及び給水所等一覧	65
資料 9 災害時における予報・警報等連絡系統図	66
資料 10 関係機関一覧表	67
資料 11 江東区災害協力隊地区別隊数一覧	69
資料 12 自主避難施設一覧表	70
資料 13 拠点避難所の電話番号一覧表	71
資料 14 災害協力隊拠点避難所割当て一覧（拠点避難所別）	73
資料 15 マンション（高層住宅）等で「在宅避難」するときには.....	79
資料 16 〔災害時編〕避難行動要支援者救助活動モデル（江東区モデル）	80
資料 17 被害状況報告用紙（第 1 号様式）	82

資料 18	被害状況報告用紙（第 2 号様式）	83
資料 19	総務部情報通信班に対する被害状況通報系統図	84
資料 20	貸出用防災 DVD リスト	85

I 江東区地域防災計画（概要版）

江東区地域防災計画

1 計画の方針

1. 江東区地域防災計画の目的

江東区地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成する、江東区の地域に係る総合的な災害対策計画です。区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区や関係機関、区民、事業所が果たすべき責務と役割を定めています。

2. 計画の策定

江東区地域防災計画は、区民や関係機関の意見を取り入れながら、江東区防災会議が作成しています。

＜江東区防災会議（委員 54 名）会長：江東区長＞

江東区、国土交通省、東京海上保安部、陸上自衛隊、東京都（建設局、港湾局、水道局、下水道局、交通局）、警視庁、東京消防庁、消防団、NTT 東日本、東京電力、東京ガス、東日本旅客鉄道、日本通運、首都高速道路、東京地下鉄、トラック協会、医師会、歯科医師会、災害協力隊代表、学識経験者（区議会議員ほか）

3. 計画の前提

① 震災

江東区の震災対策の前提となっている被害想定は、令和 4 年 5 月に東京都より公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」であり、前回想定以降の 10 年間の様々な変化や最新の科学的知見を踏まえたものになっています。区域で被害が最大となる地震は都心南部直下地震です。今後も、国や都から被害想定が公表された際はその内容を十分に検証し、計画の修正等、必要な対応を迅速に行います。前提条件を踏まえた想定結果の概要は以下のとおりです。

都心南部直下地震（風速 8m/s）					
想定シーン			冬・早朝 5 時	冬・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		6, 826	7, 494	9, 297
	要因別	揺れ等	6, 600	6, 600	6, 600
		地震火災	226	894	2, 697
人的被害	死者数（人）		461	283	401
	要因別	揺れ	438	233	298
		屋内収容物	17	19	17
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	6	28	77
		ブロック塀等	0	2	8
		屋外落下物	0	0	0
	死者数に占める要配慮者数（人）		224	138	195
	負傷者数（人）		6, 834	8, 328	8, 091

	要因別	揺れ	6,374	7,638	7,010
		屋内収容物	431	515	462
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	20	88	304
		ブロック塀等	8	82	292
		屋外落下物	1	6	22
	負傷者数に占める重傷者数（人）		1,053	1,143	1,244
社会的影響	避難者数（最大）（人）		211,833	217,821	234,027
	帰宅困難者数（人）		-	237,250	237,250
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		1,273	1,282	1,304
	自力脱出困難者数（人）		3,952	4,112	3,948
	災害廃棄物（万トン）		326	328	332
ライフライン被害	電力	停電率	35.7%	36.5%	38.6%
	通信	不通回線率	1.9%	3.4%	7.3%
	上水道	断水率	52.4%	52.4%	52.4%
	下水道	被害率	6.6%	6.6%	6.6%
	ガス	供給停止率	100.0%	100.0%	100.0%

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※ 建物被害の揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

※ 死者数に占める要配慮者数については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

※ ライフラインの復旧日数は、都全体で次のように想定されている。

（電気：4日、電話：4日、上水道：17日、下水道：21日、ガス：6週間）

【最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）】

項目	内容	
地震名	大正関東地震	南海トラフ巨大地震
規模	M8 クラス	M9 クラス
発生確率	今後 30 年以内 0～6%	今後 30 年以内 70～80%
最大津波高	2.22m	2.63m

※ 津波高は全て海拔（T.P.）表示。

② 風水害

江東区の風水害対策の計画は、「江東区洪水ハザードマップ」、「江東区高潮ハザードマップ」及び「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」を前提としています。外水氾濫、高潮、内水氾濫における前提条件は次のとおりです。

【地域防災計画における風水害対策の前提条件】

災害種別	前提条件
外水氾濫	・ 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（2016年5月30日） ・ 想定される降雨：荒川流域の72時間総雨量632mm ・ 想定最大規模（1000分の1年）

内水氾濫	・隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（2021年3月30日） ・江東内部河川流域浸水予想区域図（2020年3月26日） ・想定される降雨：時間最大雨量153mm、総雨量690mm ・想定最大規模（1000分の1年）
高潮	・東京都高潮浸水想定区域図（2024年12月19日） ・想定される台風規模：室戸台風級910hpa（日本に上陸した既往最大規模の台風） ・想定最大規模（1000～5000分の1年）

2 江東区の地勢

江東区は、東京都東部のいわゆる江東デルタ地帯に位置し、災害に弱い地域といわれています。それは、江東デルタ地帯が沖積層という軟弱地盤におおわれているからです。地盤も低く内部河川が多いことも弱点となっています。江東区がこのような地理的条件におかれていることを理解し、防災に関する知識を深めておくことが大切です。

3 江東区の減災目標

区は、令和4年5月に公表された東京都の被害想定に基づき、新たな減災目標を定め、防災対策を推進しています。目標の前提となる被害想定は、都心南部直下地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースであり、「2030年度までに、首都直下地震等による人的物的被害を概ね半減」させることを目標としています。

減災の取組に当たっては、行政機関のみならず、地域の様々な主体による防災対策への積極的な参加を促進し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、災害協力隊（自主防災組織）、消防団等の地域防災力の向上を図ります。

目標1 死者を概ね半減させる

被害想定		目 標
建物全壊や地震火災等を原因とする 死者数401人	約200人減	約200人 (概ね半減)

目標2 避難者を概ね半減させる

被害想定		目 標
住宅の倒壊や火災による 避難者約23.4万人	約11万人減	約12万人 (概ね半減)

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

被害想定		目 標
ゆれ・液状化等による建物全壊や 地震火災による焼失9,297棟	約4,600棟減	約4,600棟 (概ね半減)

＜目標を達成するための主な対策＞

1) 「自助」「共助」の促進

- ① 区民の「自助」による防災力の向上
 - ア. 在宅避難・日常備蓄の推進
 - イ. 初期消火・出火防止対策の推進
 - ウ. 防災に関心のない人に向けた普及啓発の推進
 - エ. 女性・子ども・要配慮者等の視点を踏まえた分かりやすい普及啓発の推進
 - オ. ペットの災害への備え（ペット用品の常備・しつけ）の啓発の充実
- ② 地域による「共助」の推進
 - ア. 災害協力隊の設立及び活動への支援
 - イ. 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
 - ウ. 災害対応のための新たな担い手などの人材確保
 - エ. 民間団体との協定締結の推進と連携強化
 - オ. ボランティア活動等の充実強化
 - カ. 避難所運営サポーターの募集・育成

2) 区の応急対応力の強化

- ① 災害対策本部の活動
 - ア. 本部運営訓練の充実
 - イ. 災害対策本部室の機能・設備の充実
 - ウ. 情報収集伝達体制の強化
 - エ. 受援応援体制の強化
 - オ. 職員の待機・参集の体制の強化
 - カ. 職員研修の充実
 - キ. （再掲）民間団体との協定締結の推進と連携強化
- ② 安全な都市づくり
 - ア. 木造住宅密集地域を中心とした建物の不燃化、民間建築物の耐震化の促進
 - イ. 危険なブロック塀対策の促進
 - ウ. 橋梁の長寿命化及び道路の無電柱化の促進
 - エ. 防災船着場の活用

3) 被災者の生活環境改善

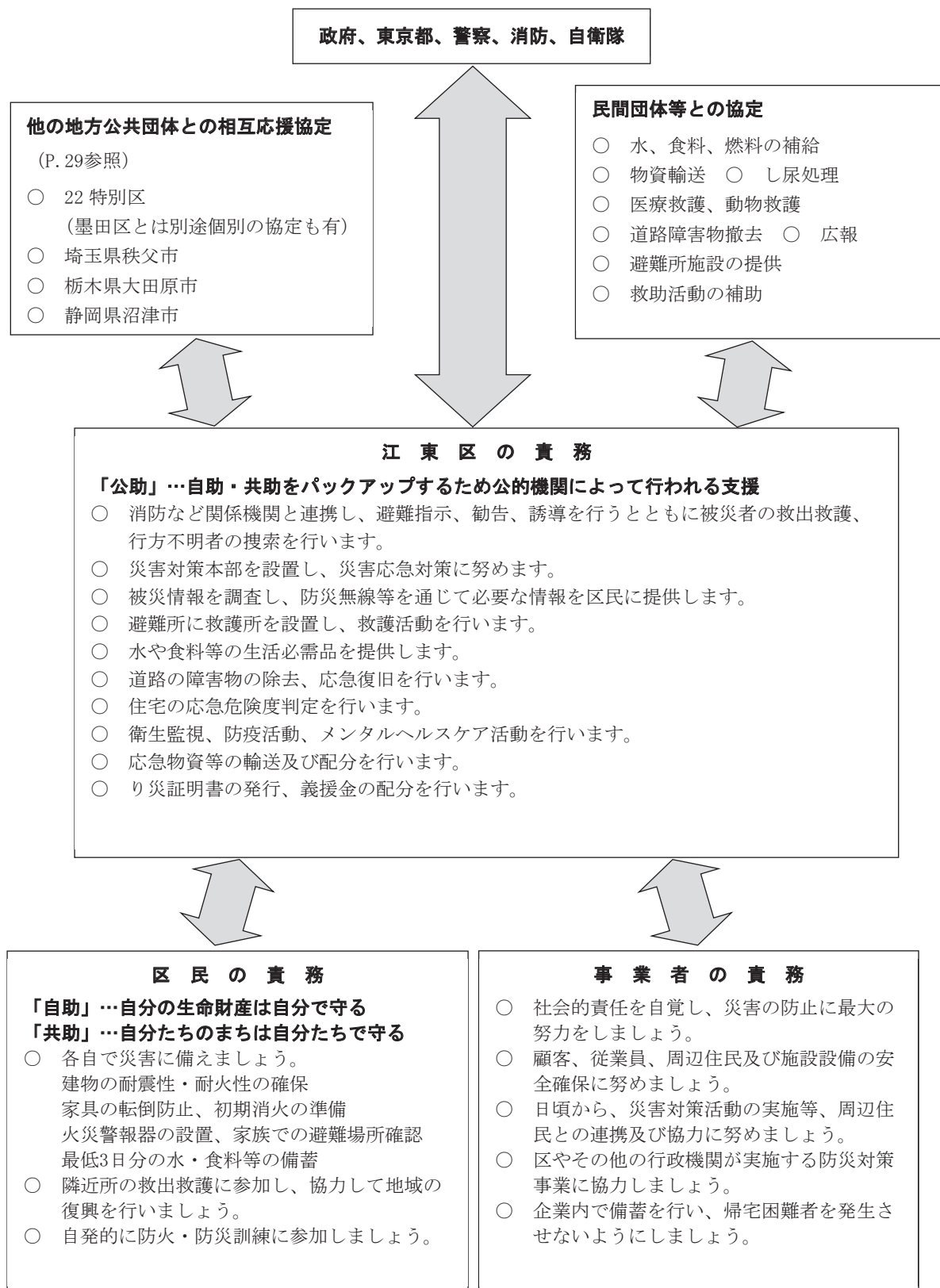
- ① 避難生活環境の確保
 - ア. 備蓄物資の充実
 - イ. トイレ対策の推進
 - ウ. 停電対策と通信環境の確保
 - エ. 女性・要配慮者等の多様な視点やペット同行避難を踏まえた避難所の環境整備
 - オ. 新型コロナウイルス等避難所における感染症対策
 - カ. 避難所における健康観察体制の強化
 - キ. 実効的な避難所開設運営訓練の実施
 - ク. 避難所となる都立高校や民間施設との連携強化

- ケ. 在宅避難者など避難所以外への避難者に対する支援の推進
- ② マンション防災対策
 - ア. マンションの特性を踏まえた普及啓発
 - イ. エレベーターの早期復旧
 - ウ. マンション管理組合の防災対策の推進
 - エ. (再掲) 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
- ③ 要配慮者・福祉避難所対策
 - ア. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進
 - イ. 福祉避難所の役割の明確化や運営体制の支援、施設拡充など開設の実効性の確保
 - ウ. 手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達の推進
- ④ 外国人の災害対応力の強化
 - ア. 防災(語学)ボランティアの活用や区内国際交流団体との連携
 - イ. アプリや「やさしい日本語」の活用推進
- ⑤ 帰宅困難者対策
 - ア. 一時滞在施設の確保
 - イ. 一時滞在施設開設時における連携方策の具体化
 - ウ. 区内主要駅における検討の具体化
- ⑥ 医療救護体制
 - ア. 災害時における区医師会・医療機関等との連携・協力体制の強化
- ⑦ 物流・輸送対策
 - ア. 国のプッシュ型支援や都からの支援物資の受入・搬送体制の確立
- ⑧ 生活再建
 - ア. 災害廃棄物の適正処理
 - イ. 被災者生活再建支援システムの活用推進による迅速かつ公平な被害認定及び被災証明書の発行体制の構築
 - ウ. 被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理

Ⅱ 江東区防災対策の現況

区、区民、関係機関等の責務と連携

総合的な防災対策は、区及び東京都や消防などの関係機関、そして区民や事業者が一体となって進めていく必要があります。



区は、災害に強いまちづくりを目指して防災拠点や避難所の確保、内部河川の整備を進める一方、応急物資の確保、民間防災組織の拡充などの防災対策を推進しています。

1. 区民を災害から守るための事業及び計画

(1) 江東区耐震改修促進計画における耐震改修等助成事業

江東区耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月策定・令和 3 年 3 月最終改定）に基づき、木造・非木造民間建築物の耐震化を進めるために、診断、設計及び改修等工事費の一部助成を行っています。

建築物の種類	助成区分	助成割合	助成限度額
木造住宅	耐震診断	耐震診断士派遣（無料）	
	耐震補強計画	1/1	15 万円
	耐震補強工事	1/2 ※1（高齢者世帯 2/3）	150 万円
非木造住宅等	耐震診断	2/3	100 万円
	耐震設計	2/3	100 万円
	耐震改修工事	2/3	200 万円
分譲・賃貸マンション	耐震診断	1/2	150 万円
	耐震設計	1/2	150 万円
	耐震改修工事	1/2	2,000 万円
民間特定建築物（※2）	耐震診断	1/2	150 万円
	耐震設計	1/2	150 万円
	耐震改修工事	1/2	1,000 万円
一般緊急輸送道路沿道建築物（※3）	耐震診断	建築物の規模等により異なります	200 万円
	耐震設計		200 万円
	耐震改修工事		2,000 万円
特定緊急輸送道路沿道建築物（※4）	耐震設計	建築物の規模等により異なります	
	耐震改修工事		
	除却・建替え		

※1 高齢者世帯とは、申請日現在、満 65 歳以上の助成対象者が助成対象建築物に居住している世帯、又は助成対象者の三親等内で満 65 歳以上の親族である者が助成対象建築物に同居している世帯です。

※2 民間特定建築物とは、学校や病院等で多数の方が利用する一定規模以上の民間建築物です。

※3 一般緊急輸送道路沿道建築物とは、江東区耐震改修促進計画において記載された緊急輸送道路に面し、地震により倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れがある一定の高さを超える建築物のうち、特定緊急輸送道路沿道建築物以外の建築物です。

※4 特定緊急輸送道路沿道建築物とは、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震強化が必要と東京都が指定した路線の沿道にある一定の高さを超える建築物です。

- ・助成の対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物です。（在来軸組構法の木造住宅は、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工されたもの。）

- ・申請者が法人の場合は、中小企業に限ります。
- ・マンション等耐震化に対する相談を希望する方には、無料で耐震化アドバイザーを派遣します。

(2) 老朽建築物除却助成事業

老朽度の高い木造住宅等について、除却することにより建替えを推進し、市街地の不燃化及び耐震化を図ることを目的とした助成制度です。

- ・助成対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された専用住宅、併用住宅、共同住宅又は長屋で、構造が木造又は木造と鉄骨造等による混構造です。
- ・助成対象者は、対象建築物の所有者(個人に限る。共有者の場合は代表者。住民税の滞納がないこと。)
- ・助成金額は、100 万円(除却工事に要する費用の 1/2 以内)を上限とします。

(3) 細街路拡幅整備事業

住環境の向上及び災害に強いまちづくりを目的に建物の建替え時等を契機として、幅員 4m 未満の道路を土地所有者等の協力(承諾)を得て、区が道路状に拡幅整備を行うことにより「安全で快適な住環境づくり」を進めるものです。

(4) ブロック塀等撤去助成事業

地震時の道路の通行人の安全性を確保するため、道路に面したブロック塀等の所有者に対し撤去工事費用の助成を行うことにより、区内に存在する安全性を確認できないブロック塀等の撤去を促進するものです。助成金額は、25 万円(撤去工事に要する費用の 10/10)を上限とします。

(5) 不燃化特区整備・推進事業

区では、災害時に火災延焼等の危険性が高い北砂三・四・五丁目地区(三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)を対象に「燃え広がらない・燃えないまち」を目指し、東京都「不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)制度」や国「住宅市街地総合整備事業」等を活用して、不燃化特区整備事業及び不燃化特区推進事業を実施しています。

老朽建築物の除却や不燃化建替えの促進等により、不燃化特区内の不燃領域率 70%の達成を目指すとともに、居住環境の改善を図ります。

【事業内容】

- ・積極的働きかけ

事業	適用等
戸別訪問の実施	木造及び防火造の建築物の所有者を対象に実施
不燃化相談ステーションの開設・運営	特区内に不燃化相談ステーションを平成 26 年 7 月に開設し、相談対応や戸別訪問の拠点として運用
個別相談への対応	専門家の派遣、不燃化相談ステーションにおける問い合わせや相談等に対応

・助成制度の運用

事業	適用等
不燃化建替え	耐用年数が近づいた建築物を耐火・準耐火建築物に建替えた場合に、除却費（最大 230 万円）、設計費（戸建て：最大 50 万円、共同住宅：最大 100 万円）、監理費（戸建て：最大 40 万円、共同住宅：最大 80 万円）、建築工事費の一部を助成
老朽建築物の除却	老朽建築物を除却した場合に除却費を助成（最大 230 万円）
住替え	老朽建築物の所有者（借地人のみ）または賃借人が除却により住み替える場合に、住居用家財移転費、転居一時金、家賃の一部を助成（最大 51 万 6 千円）

・居住環境の改善

事業	適用等
道路ネットワークの整備	区が積極的に用地を取得し、道路の新設や拡幅整備を推進すると共に、消防活動、避難及び延焼遮断機能に必要な道路ネットワークの形成を図る
小規模公園等の整備	区が積極的に用地を取得し小規模公園及び不燃化小規模空地を整備すると共に、避難・救護活動等空間の確保を図る
狭あい道路等の解消	権利者との合意形成など諸条件を整理し、狭あい道路等（狭あい道路、行き止まり道路や未接道敷地）の解消を推進
北砂三・四・五丁目地区地区計画の策定	不燃化特区の区域を対象に、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、道路に面する垣又はさくの構造の制限などを規定(令和 2 年 11 月 11 日告示)

(6) 耐震・不燃化推進事業

北砂三・四・五丁目(不燃化特区)を除いた、不燃領域率が 70%未満の町丁目において、不燃化まちづくりに関する啓発活動などを継続していきます。

(7) 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備は、円滑な都市交通の実現だけでなく、災害時における避難路の確保と緊急車両等の活動を容易にします。

また、火災時に延焼遮断帯として機能するなど都市防災の強化に結びつくことから、引き続き安全で快適な居住環境を確保するため、都市計画道路を整備していきます。

江東区内の都市計画道路は、国道と都道、そして区道のうちの主要な道路です。令和 7 年 3 月末日現在の整備状況は、総延長約 95km のうち、完成及び概成は約 89.9km (94.7%)、事業中は約 2.2km (2.3%)、未整備は約 2.8km (3.0%) となっています。

東京都と特別区等では、平成 27 年度に東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）を策定し、平成 37 年度（令和 7 年度）までに優先的に整備すべき路線として 320 路線、延長約 226km が選定されました。本区の対象路線は、放射 31 号線（新大橋通り）、放射 32 号線（四ツ目通り）、補助 144 号線（新砂～夢の島）、補助 199 号線（浜園橋付近）、補助 199 号線

(蛤橋付近)の5路線です。

現在、区内で事業中の主な路線は、以下のとおりです。

・補助 144 号線	東砂五丁目～東砂六丁目	$\ell = 385\text{m}$
・環状 3 号線支線 1・2	塩浜二丁目～枝川一丁目	$\ell = 350\text{m}$
・放射 32 号線（四ツ目通り）	東陽三丁目～東陽五丁目	$\ell = 470\text{m}$

(8) 道路の無電柱化

道路の無電柱化は、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的として整備しています。特に「都市防災機能の強化」では災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保することができます。

江東区内では、国道が整備完了であり、都道では都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を、進めており、現在事業中の放射 32 号線（四ツ目通り）を除き、概ね整備は完了しています。

区道では、管理道路延長 315,791mのうち、24,846mで整備完了であり、現在次の路線が事業中です。

- ・仙台堀川公園周辺路線 令和 12 年度未完了予定
(北砂六丁目 19 番～東砂四丁目 1 番)
- ・新砂一丁目（江東運転免許試験場前） 令和 11 年度未完了予定
(南砂二丁目 2 番～新砂一丁目 2 番)

(9) 橋梁整備計画

区内の橋梁は、国道橋 6 橋、都道橋 39 橋、港湾局管理橋 10 橋、及び区道橋が 81 橋あります。区道橋については、非常災害時の避難路を確保することや災害復旧に支障を来さないように、橋梁耐力度調査等の結果に基づき、昭和 46 年度から現在までに 70 橋^(※)の新設、架替、改修工事を実施しています。

令和 7 年度は、現在の耐震基準にあった架替、改修工事を緑橋、大島橋、砂潮橋で実施中です。

※ 令和 6 年度までに新設、架替、改修工事を実施した区道橋（70 橋）

新扇橋、大島橋、三島橋、雲雀橋、浜園橋、越中島橋、崎川橋、堅川人道橋、巴橋、猿江橋、東深川橋、新高橋、萬年橋、砂島橋（新設）、三石橋、小松橋、大栄橋、東富橋、鶴歩橋、西深川橋、福寿橋、昭和橋、亀久橋、白妙橋、清川橋、千砂橋、木場橋、砂潮橋（新設）、大横橋、海砂橋、琴平橋、関口橋、豊木橋、石浜橋、新砂橋、暁橋、尾高橋、平久橋、南開橋、石島橋、清澄橋、漣橋（新設）、ふれあい橋（新設）、平成橋（新設）、亀小橋（新設）、小名木川クローバー橋（新設）、辰巳桜橋（新設）、時雨橋、辰巳橋、東陽橋（新設）、しおかぜ橋（新設）、松永橋、千石橋、逆井橋、東千石橋、虹の大橋（新設）、あゆみ橋（新設）、新田橋、亥之堀橋、枝川橋、越中島連絡橋、千田橋、西洲崎橋、塩の道橋（新設）、豊洲橋、平野橋、中川大橋、御船橋、清水橋、巽橋

(10) みどりのまちなみ緑化助成

区では、みどり豊かで快適なまちづくりを推進するため、道路に接する民有地のブロック塀や万年塀を生垣や植栽に改修したり、フェンス緑化を設置することを奨励し、工事費の一部を助成しています。生垣は災害時、倒壊の危険も少なく安全な避難路の確保に大変効果的です。

〔助成の要件〕

- ① 工事着工前の申請が必要です。
- ② 生垣等をつくる場所が公道、又は公共の用に供されている私道に接していること。
ただし、前面の道路幅が、4m以上又は道路の中心線から2m後退していること。
- ③ 江東区、東京都の緑化指導の対象とならない物件であること。
- ④ 分譲、売買若しくは賃貸を目的とした物件でないこと。
- ⑤ 既存塀の撤去については、生垣、植樹帯を設置した範囲に限り、助成の対象となります。

※その他詳細は、土木部管理課C I G推進係までお問い合わせください。

〔助成内容〕

緑化区分	工事種別		助成対象経費	1mまたは1㎡当たりの 助成上限額	助成 限度額
花壇等緑化及び 附帯工事	花壇・菜園緑化工事等	花壇菜園工事	延長100mを上限とした 花壇・菜園緑化工事	1m当たり16,000円	合計で 200万円
		プランター、ハンギングバスケット緑化設置	プランター、ハンギングバスケット設置費	1個当たり9,000円	
	生垣緑化工事等	生垣緑化工事	延長100mを上限とした 生垣・植樹帯緑化工事	道路と池垣との間に <u>遮蔽物が ない場合</u> 1m当たり16,000円	
				道路と池垣との間に <u>遮蔽物が ある場合</u> 1m当たり8,000円	
	シンボルツリー緑化工事	シンボルツリー緑化工事費	植栽時に樹木の高さが <u>3m以上</u> ある場合80,000円		
			植栽時に樹木の高さが <u>1.5m以上3m未満</u> の場合18,000円		
	植樹帯緑化工事		延長100mを上限とした 生垣・植樹帯緑化工事	1m当たり16,000円	
	ブロック塀等の取壊し工事		生垣・植樹帯工事に伴うブロック塀等の撤去工事費	1m当たり8,000円	
	フェンスの設置工事		生垣・植樹帯工事に伴うフェンスの設置工事費	※フェンスの後ろ側（住宅側）に植栽する場合を除く。	
	フェンス緑化工事	延長100mを上限とした フェンス緑化工事	1m当たり2,000円 ※フェンスの費用は含まない。	20万円	
屋上等緑化工事	薄層屋上緑化工事	工事費の2分の1	1㎡当たり15,000円	合計で	
	厚層屋上緑化工事		1㎡当たり30,000円	30万円	
	壁面緑化工事		1㎡当たり10,000円	30万円	

(11) 河川防災

江東区に係る河川は、荒川については国、隅田川については都がそれぞれ管理し、内部河川については、大規模な改修を都、維持補修については区と、都区が役割を分担して管理しています。

都が行う耐震護岸整備の対象河川は、小名木川（扇橋閘門以西）、大横川、平久川及び仙台堀川の一部と大横川南支川、大島川西支川、越中島川の7河川です。内水位低下河川は、小名木川（扇橋閘門以東）、旧中川、北十間川、横十間川の4河川です。

昭和46年に、建設大臣の諮問機関である「江東防災総合委員会」の提言に基づき、都は「江東内部河川整備計画」を策定し、整備事業に着手しました。その内容は、江東区を東西両地区に分け、地盤の比較的高く河川の利用も多い西側地区については、強固な構造の耐震護岸を整備し、地盤が低く河川の利用の少ない東側地区については、常に水位を低く設定する水位低下方式で整備するものです。また、豪雨時の雨水の排水又は一時貯留の機能を河川に持たせるものとし、その効用の少ない河川については埋立暗渠化河川として、江東区では、親水公園として整備しました。

この「江東内部河川整備計画」は、主として震災時の護岸崩壊による水害の防止を目的としたものですが、江東防災総合委員会の提言に沿って、避難経路や消防水利としての利用など総合防災の視点からの整備も考慮したものとなっています。このほか荒川では、防災用緊急物資輸送路の整備や緊急用船着場、荒川ロックゲートが国土交通省により設置されました。

現在、国土交通省では「荒川水系河川整備計画」、東京都では「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的に施設の耐震・耐水対策を進めています。

(12) 家具転倒防止器具取付事業

区では、高齢者世帯や重度心身障害者の世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行っています。申込方法等は、下記の問合先にご相談ください。

【器具の取付け】 たんす、食器棚など3点まで。1回限り。すでに当事業を利用し、家具転倒防止器具を設置済の方は対象となりません。

【対象者等】

	高齢者の世帯	重度心身障害者の世帯	
対象者	65歳以上のひとり暮らし または高齢者のみの世帯	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度の方がいる世帯で、転倒防止器具の取付けが困難な世帯（障害者のみの世帯又は同居の家族がおおむね65歳以上の高齢者の世帯等）	
問合先	介護保険課 在宅支援係	障害者支援課 身体障害相談係	障害者支援課 愛の手帳相談係
電話	03-3647-4319	(深川地区) 03-3647-4953 (城東地区) 03-3647-4958	03-3647-4954
FAX	03-3647-9466	03-3647-4910	

(13) 火災警報器・自動消火装置給付事業

区では、重度心身障害者（児）や難病患者の日常生活を容易にするために、火災警報器及び自動消火装置購入時の一部費用負担を行っています。申込方法や給付対象に該当しているか等は下記の問合先にご相談ください。

[対 象 者 等]

	火災警報器		自動消火装置	
対象者	身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度の方がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度、難病患者等の方がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者、難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
基準額	31, 000 円		28, 700 円	
耐用年数	8 年			
問合先	身体障害者の方		知的障害者の方	
	障害者支援課 身体障害相談係		障害者支援課 愛の手帳相談係	
電話	(深川地区) 03-3647-4953 (城東地区) 03-3647-4958		03-3647-4954	
FAX	03-3647-4910			

(14) 江東区防災センター

本庁舎に隣接する江東区防災センターは、平成 18 年 4 月に開設され、平常時には情報発信と広報啓発、災害時には無線・通信ネットワークや災害情報システムを有効に活用して、災害対策本部の役割を果たします。

2. 区の災害対策

(1) 災害情報システム「江東区防災ポータル」「江東区防災アプリ」

災害時における気象情報や被害情報などの各種情報を収集、一元管理し、災害発生状況や避難所開設情報等を迅速に発信する「災害情報システム」を令和7年4月にリニューアルしました。

このシステムと連携し、区民向けのホームページとなる「江東区防災ポータル」を新たに開設するとともに、「江東区防災アプリ」をリニューアルしました。

【災害情報システム】

- ・クラウド化により、避難所・出先機関等との迅速な情報共有が可能
- ・災害情報システムへの入力情報がリアルタイムにポータル、アプリへ反映

【防災ポータル】

- ・緊急のお知らせや避難発令地区、避難所の開設状況などの各種防災情報を、地図や文字を活用し、分かりやすく表示
- ・外国語（英語、中国語、韓国語）に対応し、音声読み上げ機能を実装

【防災アプリ】

- ・主な機能は防災ポータルと同様
- ・プッシュ機能により、避難発令情報などの情報を素早く発信
- ・アプリ利用者間で情報共有できるコミュニティ機能の実装

(2) 防災行政無線ネットワーク

災害時に素早く正確な情報を集め、区民の皆さんに的確な情報をお知らせすることは、冷静な判断を生み、混乱を防止する重要なポイントです。

区では、2系統（同報無線・移動系）の防災行政無線ネットワークを構築しています。各無線は、災害時の情報の収集と伝達に使用しますが、平常時には、一般行政の連絡にも活用しています。

同報無線	区内の公園や学校の屋上等に設置した拡声子局（屋外スピーカー）を通して放送する設備で、瞬時に区内一斉放送が可能であり、災害情報等を区民に伝達します。（拡声子局設置一覧表はP.58 資料5 参照） なお、防災行政無線拡声子局の機器点検を兼ねて毎日夕方（4月1日から9月30日までは午後5時、10月1日から3月31日までは午後4時30分）にチャイムを放送しています。放送状況に異常があるときはご連絡ください。 また、国が情報発信するJアラート情報と連携しているため、国が発信する情報を瞬時に自動放送し情報伝達することができます。
移動系	情報の収集・伝達手段として、拠点避難所（区立小中学校等）や区関係施設、防災関係機関等に配備しています。各局相互の音声通信、FAX通信のほか、メール通信、区役所内線電話接続等が可能で、有線電話や携帯電話等が使えない状況時に情報連絡の中心となります。

災害時に、災害協力隊から区へ被害状況を通報する場合は、移動系無線の設置してある最寄りの区立小中学校等に配置した災害情報連絡員（区職員）に報告してください。通報内容は、被害状況、負傷者の救出・救護や救援物資の要請などです。

また、災害の発生するおそれが解消し、被害状況がおおむね判明したときは、各出張所等に具体的に報告してください。

〔多重無線システム〕

平成 24 年度に、区内の 6 拠点を 5GHz 帯の無線 LAN で結ぶ IP ネットワーク網（多重無線インフラ）を構築し、防災センターと各拠点との間の高速通信が可能となり、IP 告知システムによる音声配信や、各拠点の IP カメラの映像情報の集約など、多様な情報伝達、情報収集を行っています。

なお、IP 告知システムを利用した高性能スピーカーの設置により、広範囲への音声到達が可能となり、同報無線の拡声子局として活用しています。

（3）消火器ネットワーク

震災時に二次災害として発生する火災は、市街地大火へ拡大する危険があります。火災の延焼拡大を防ぐには、初期消火が最も重要です。区では地域住民による初期消火をスムーズに行えるよう、街頭消火器を約 50m 間隔で 3,064 本を配備する計画で整備しています。

この街頭消火器は、防災計画課へ事前に申請を行えば、各町会・自治会等が行う自主防災訓練にも使用することができます（P. 20(5)-②参照）。区は、このように初期消火対策を実施していますが、各家庭でも自主的に消火器を備え、使用方法をよく知っておくことが大切です（P. 40 ⑦参照）。

（4）総合防災訓練

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための施策の一環として、国は災害対策基本法において、防災訓練を行うよう定めています。これに基づき、区では、毎年総合防災訓練を実施しています。

令和 6 年度は、防災関係機関訓練を 11 月 17 日に実施しました。地域訓練は、令和 5 年度から訓練実施者を災害協力隊、区職員、学校関係者等に限定して避難所開設運営に特化した訓練に変更し、令和 6 年度は、平久小学校、豊洲西小学校、第一亀戸小学校、香取小学校、第七砂町小学校、深川第一中学校、南砂中学校の 7 会場で実施しました。

令和 7 年度の防災関係機関訓練は、11 月 16 日に実施する予定です。避難所開設運営訓練については、東川小学校、越中島小学校、毛利小学校、水神小学校、第一大島小学校、第二亀戸小学校、北砂小学校、深川第二中学校、深川第三中学校、大島西中学校の 10 会場で実施予定です。また、総合防災訓練のほか、災害対策本部運営訓練など、区、各防災関係機関及び住民が一体となって訓練を行い、防災計画の習熟を図るとともに、都・区及び防災関係機関相互の連携に関し、より一層の強化を図ります。

（5）自主防災訓練

災害時の迅速かつ的確な防災行動力を身に付けるには、普段から訓練を重ねておくことが最も効果的です。そこで区では、災害協力隊等の団体が自主防災訓練を実施するに当たり、以下の資機材の貸出及び参加記念品等の支給を行っています。

① 地震体験車（起震車）・煙体験機

地震体験車は、加速度（gal 値）と 3 方向の揺れを再現することで、地震の揺れを疑似体験できるものです。「東北地方太平洋沖地震」や「熊本地震」をはじめとする過去に起きた地震はもちろんのこと、「首都直下地震」などの想定地震や高層建築物で発生しうる「長周期地震動」についても体験が可能です。

煙体験機は、煙体験用テントの中で火災発生時の煙を再現し、煙の恐ろしさを体験訓練するものです。ご利用に当たっては、消防署への訓練申請時にお申し込みください。

② 消火器の貸出

災害協力隊が自主防災訓練を実施する際に、粉末または強化液の消火器を最大 5 本貸与します。利用を希望される隊は、区防災計画課にお申し込みください。

③ 食料・参加記念品の支給

災害協力隊等の団体が自主防災訓練を実施する際に、参加人数分の食料（クラッカー等）と参加記念品（災害協力隊のみ）を支給しますので、区防災計画課にお申し込みください。

④ 防火防災訓練災害補償等共済制度

災害協力隊等の団体が行う防災訓練に参加した方が、訓練に起因する事故により障害を受けた場合に備え、区では、(財)日本消防協会が実施している防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。補償を受けるためには、防災訓練通知書を事前に区防災計画課に提出しておく必要があります。

万一、訓練中に負傷事故等が発生した場合は、お早めに区防災計画課にご連絡ください。

【てん補の種類（1 人につき・金額は上限額）】

損害賠償死亡一時金	5,000 万円
損害賠償傷害一時金	5,000 万円
災害補償死亡一時金	700 万円
災害補償後遺障害一時金	700 万円
入院療養補償 入院日数（90 日を限度）1 日につき	3,500 円
通院療養補償 通院日数（事故発生日から 90 日以内）1 日につき	2,500 円
休業補償 休業日数（90 日を限度）1 日につき	3,000 円

(6) 民間防災組織

区をはじめ、警察、消防等の防災関係機関は、日頃から一体となって防災に関する計画を立て、防災活動を実施しています。しかし、これらの機関だけでは災害を防いだり、十分な災害応急活動を行うことはできません。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づいて、地域住民同士が互いに助け合って、災害応急活動をするのが大切です。そこで区では、地域住民同士が協力して災害応急活動ができるよう、災害協力隊をはじめとする民間防災組織の結成と活動を支援しています。

① 災害時協力隊

災害協力隊は、過去、風水害時の災害救助にめざましい協力活動を実施してきました。しかし、震災に対する関心が高まってきたことから、昭和 49 年 10 月に震災対策を主として陣容を再編成し、協力業務に努めています。令和 7 年 6 月 1 日現在、328 隊が結成され活躍しています。

協力業務の内容は、「Ⅲ 災害協力隊の活動」のとおりですが、これらの防災活動に役立てていただくため、区では次のような防災資機材等を貸与しています。

被服	ヘルメット	半長靴	隊旗	救急箱
ハンドマイク	担架	サーチライト	避難用ロープ	
(救助用作業工具一式) 大ハンマー・バール・油圧ジャッキ ほか				
防災資機材格納庫				

また、世帯数に応じた活動助成金の支給や、平成 23 年度からは防災士の資格取得助成（一定

の要件あり）も行っています。令和 5 年度からは、一斉情報配信メールによる災害情報等の配信を行っています。

〔活動助成金〕

世 帯 数	金 額
100 未満	30,000 円
100 以上～500 未満	50,000 円
500 以上～1,000 未満	70,000 円
1,000 以上～2,000 未満	90,000 円
2,000 以上～3,000 未満	110,000 円
3,000 以上	130,000 円

② 消火隊

消火隊は、避難道路（避難場所まで遠距離移動を要する住民のために都が指定するもの。現在、江東区内に避難道路はありません。）を火災から守るため、昭和 47 年～50 年にかけて沿道の危険度を勘案して編成され、区内の 4 路線に 85 隊が配置されました。その後、第 2 次東京都震災予防計画の「震災時における都・区間の役割分担」に基づいて、昭和 54 年 10 月 1 日付で東京消防庁から区に移管されました。

現在、消火隊は災害協力隊の防火班として位置付けられ、令和 7 年 6 月 1 日現在、73 隊が活動しています。1 隊 10 名程度で編成され、消防署員及び消防団員の指導により、消防ポンプの操作等の訓練を行っています。

なお、これまで平成 2 年度から 4 年間で配備したポンプを使用していましたが、区では、平成 20 年度より令和元年度にかけて新たなポンプを導入しました。（可搬式 C-1 級消防ポンプ）

また、平成 22 年に設置した女性消火隊には D-1 級ポンプを導入しています。

消火隊は、以下の点に留意しながら消火活動を行います。

- （ア） 消火隊員は、自分の家の出火防止措置及び家族の安全対策を行った後、速やかにポンプ格納場所に参集する。
- （イ） 地域内に火災が発生した場合、最低限必要な隊員が集合次第出動する。
- （ウ） 放水は、原則として屋外から行う。
- （エ） 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し避難する。
- （オ） 消防機関が到着したらその指示に従う。

③ 事業所の自衛消防隊

事業所においても、区民の一人として、区あるいは地域の住民と一体となって防災対策に協力することにより、地域の防災対策について万全を期すことができるものです。自分たちの事業所を自分たちの手で守ることが、自らのまちを自分たちの手で守ることに通じます。

そこで、各家庭が防災活動を行うと同様に、各事業所も自らの責任において、一区民としての防災活動を実施しています。このため、事業所内に自衛消防隊を設け、消防ポンプや消火器等を自ら整備し、防災対策に万全を期するよう指導しています。

(7) 避難行動要支援者対策

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、区では災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などを登載した「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

作成した名簿は定期的に更新の上、消防署・警察署、拠点避難所（区立小中学校等）等の関係機関に提供し、保管しています。また、名簿登載者のうち個人情報の外部提供同意者だけを登載した名簿は地域団体等（災害協力隊、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター））に提供し、保管しています。

平常時には防災意識の啓発や、同意者を対象に災害時に備えた個別の避難支援計画（個別避難計画）の作成等を行い、災害時には名簿登載者の同意・未同意に関わらず関係機関に提供している名簿を活用し、安否確認や救援活動を行います。

地域団体等は災害の種類や規模、被災状況によっては支援ができない場合もありますが、ボランティア精神に基づき、実施可能な範囲や職務の範囲で避難支援や安否確認を行います。

なお、平常時の活動として同意者名簿をもとに訪問等調査を行っている災害協力隊等に対し、個別避難計画の作成や更新による活動費等の補助（世帯数に応じて金額は異なる）を行っています。令和6年度からは、優先度の高い個別避難計画未作成の対象者について、福祉専門職の協力による作成を開始しました。

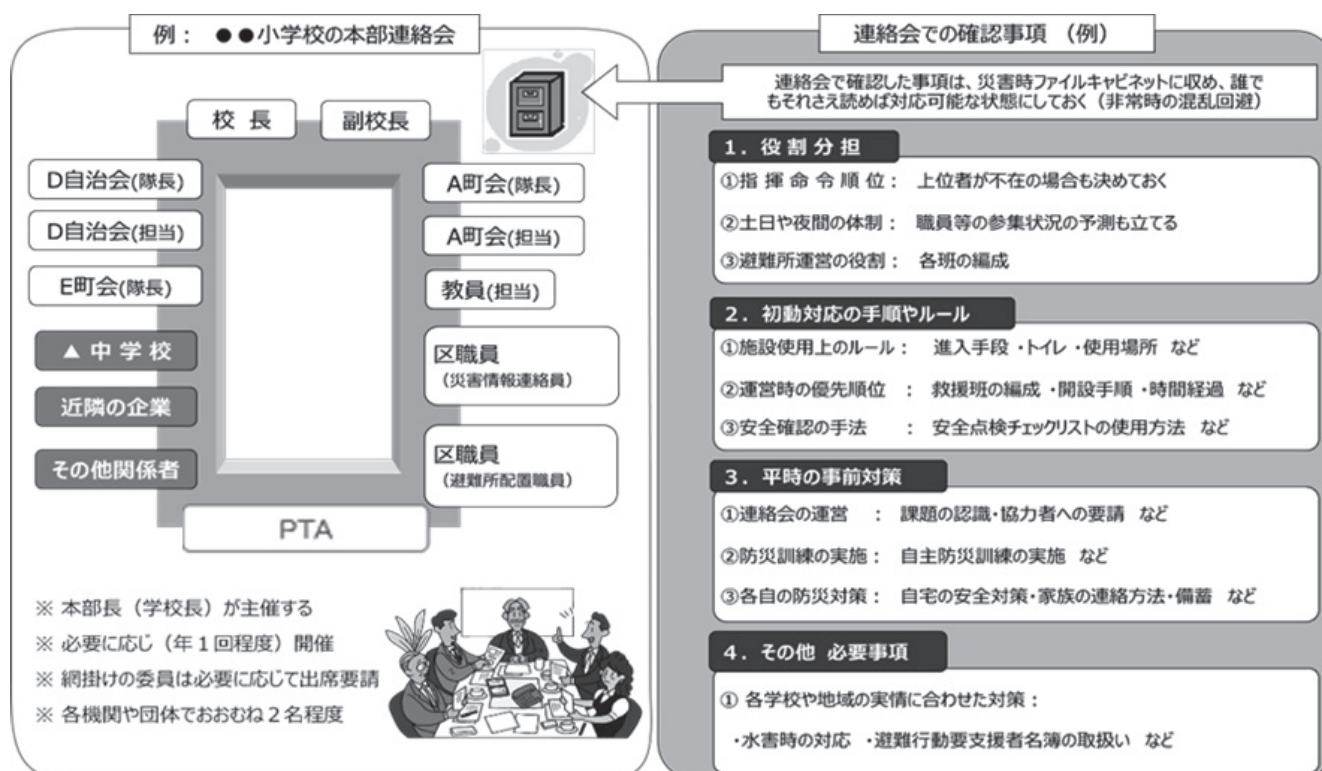
（避難行動要支援者救援活動モデルはP.80 資料16参照）

（8）学校避難所運営協力本部連絡会の開催

災害時に拠点避難所となる区立小中学校等を核として、区、学校及び地域などの連携体制を強化するために、平成25年度より各学校単位で「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催しています。

平常時から避難所（学校）での役割分担や対応イメージなどを関係者間で共有し、事前対策を進めることで災害時の円滑な避難所運営などに繋げていくことを目指し、学校（主催者）、区職員、災害協力隊、PTAなどを参加者として年1回程度開催しています。

【開催イメージ】



(9) 小災害り災者の援助

区内で発生した小災害（火災、風水害に起因する災害で、災害救助法及び東京都小災害り災者応急援助要綱の適用に至らないもの）により被害を受けたり災者に応急的な援助を行っています。

- ① 世帯が全焼、全壊、流失又はこれらに相当する被害を受けたとき。
- ② 世帯が半焼、半壊、床上浸水又はこれらに相当する被害を受けたとき。
- ③ ①、②の被害により死亡者が発生したとき。

これらの場合には、見舞金を支給しています。

また、現地の状況を確認した上、必要に応じて物品の支給をいたします。

〔見舞金〕（1世帯につき）

種 類	普通世帯	単身世帯
全焼、全壊、流失等	30,000 円	15,000 円
半焼、半壊、床上浸水等	15,000 円	8,000 円
死亡者（1人につき）	30,000 円	

(10) 防災基金

区は、災害時の救護活動に必要な各種の物資・機材等を備蓄しているほか、災害の予防、災害発生時の応急救助や復旧など、防災上、緊急に必要な経費の財源に充当するための備えとして、「防災基金」を設けています。

(11) こうとう安全安心メール

犯罪発生情報等に加えて、防災関連情報についても配信しています（英語、中国語、韓国語に対応）。防災行政無線の放送内容をはじめ、江東区に震度4以上の地震が発生した時や気象情報や荒川の洪水情報などが発表された時など、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールで各種情報を受け取ることができます。またメールの配信内容は、区ホームページやケーブルテレビのデータ放送にも自動連携で表示されます。

(12) 江東区防災関連情報 X（旧 Twitter）

平成24年4月より江東区防災関連情報 X（旧 Twitter）を運用しています。平成30年7月よりこうとう安全安心メールとの自動連携の運用を開始しました。災害時の各種緊急情報や防災無線の放送内容等を発信します。また、平常時には防災啓発情報などを発信しています。

(13) 帰宅困難者対策

区には、事業所・学校・集客施設などに、通勤・通学等で他県や周辺区から流入している外出者が多数滞在しています。そのため、大規模地震等で交通機能が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生し、社会の混乱を招くことが予想されます。しかし、帰宅困難者対策は、区だけでの対応には限界があるため、都や他区などとも連携し、事業者や外出者、学校にも協力を求めて対策を推進しています。

1. 帰宅困難者対策条例の周知

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、首都圏において約 515 万人の帰宅困難者が発生しました。大量の帰宅困難者が発生した背景としては、「むやみに移動を開始しない」という基本方針が守られなかったことや、事業所等が早期帰宅を促したことが要因であったことが明らかになっています。区は、一斉帰宅の抑制により社会的混乱を防止するため、「東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月施行）」の内容を周知しています。

<東京都帰宅困難者対策条例の概要>

- 「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制
- 従業員の 3 日分の水・食料等備蓄の努力義務化
- 駅、大規模集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化

2. 帰宅困難者の推計

江東区内の主要駅での 1 日の乗降客数は、乗り継ぎで JR 亀戸駅、新木場駅、地下鉄門前仲町駅、豊洲駅等が多く、また、乗り継ぎなしでは地下鉄東陽町駅が一番多くなっています。

<帰宅困難者の想定数>

江東区	237, 250 人
東京都	4, 525, 949 人

3. 都の対策

① 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

平成 25 年 4 月から施行された東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページやパンフレットの配付等により、普及啓発を図っています。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者に水道水やトイレの提供、道路情報や避難情報の提供等を行い、帰宅を支援する施設です。都では、全都立学校を帰宅支援ステーションに指定し、学校との連絡手段を確保しています。

また、都を含む九都県市は、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等と帰宅支援ステーションに関する協定を締結しているほか、都独自でもガソリンスタンド等と同様の協定を締結し、都内では合計約 10,000 か所を確保しています。

③ 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム（通称：キタコン DX）の運用

令和 7 年 4 月から、発災時に帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するシステムの運用を開始しました。本システムが有する LINE 公式アカウントの登録により、発災時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の開設状況の検索や施設への入館手続きがスマートフォンでできる等、帰宅困難者への情報発信機能のほか、一時滞在施設の管理者や区市町村の災害対策本部を支援する機能を備えています。

4. 区の対策

① 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や外出者のうち、帰宅が困難な者に対して、帰宅が可能になるまで滞在する

一時滞在施設を確保する必要があります。区は、施設の提供に関して、民間企業等の協力を得るため、国や都と連携し、施設管理者の負担軽減策等を検討します。

② 駅周辺での混乱防止

発災時の駅周辺の混乱防止のために、駅構内の乗降客や駅周辺の滞留者等に対して誘導場所等の必要な情報を提供します。また、一時滞在施設や屋外オープンスペース等を誘導場所として確保し、各機関と連携して駅周辺の滞留者を誘導します。

5. 事業者等への普及啓発

区は、事業者に対し、「組織は組織で対応する」ことを基本とし、事業者等の役割として以下のことを推進するよう啓発しています。

- ・従業員や顧客のために最低3日分の水、食料、生活必需品等を備蓄する。さらに、震災の長期化や共助の取組みとして周辺の帰宅困難者を受け入れることも視野に入れ、10%程度余分に備蓄することも検討する。
- ・従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）に反映させておく。
- ・可能な範囲で地域の応急対策活動に参加する。
- ・来所者に対しても従業員に準じて施設内等の安全な場所で待機させ、飲料水やトイレ等の提供を行う。

<帰宅困難者心得 10 か条>

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① あわてず騒がず、状況確認 | ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所） |
| ② 携帯ラジオをポケットに | ⑦ 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚 |
| ③ 作っておこう帰宅地図 | ⑧ 歩いて帰る訓練を |
| ④ ロッカー開いたらスニーカー（防災グッズ） | ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど） |
| ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） | ⑩ 声を掛け合い、助け合おう |

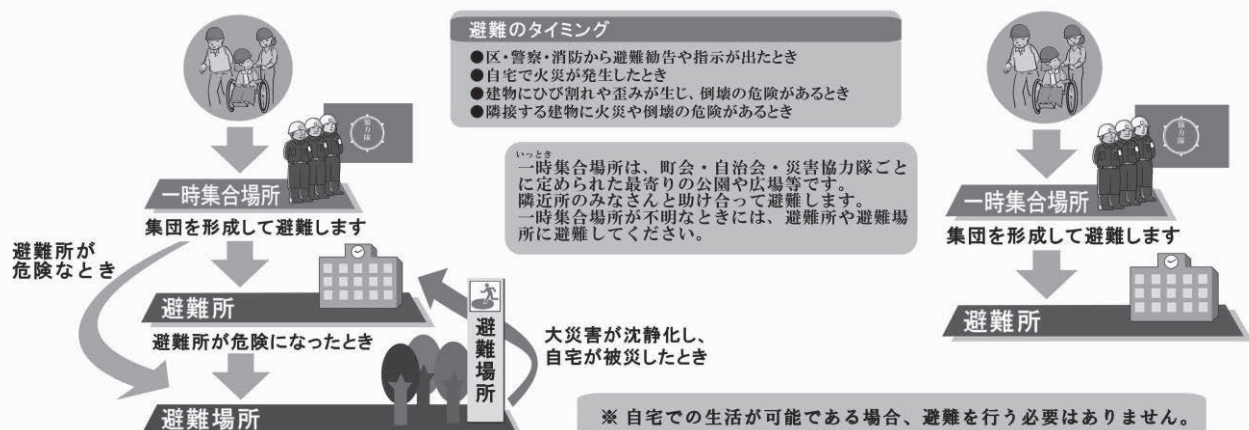
(14) 避難者対策

災害が発生した時や災害の発生が予想される時に迅速かつ円滑に避難するには、直接個人で避難するより、まず近くにある公園や学校の校庭などの広場に集合し、そこから災害協力隊などを中心として、集団で避難することが大切です。避難の考え方は下の図のとおりです。

（※水害時の避難については P. 39 参照）

避難場所の指定がある地区にお住まいの方は…

地区内残留地区にお住まいの方は…



1. 一時集合場所

避難する際の混乱の発生を防止するため、避難場所又は避難所に至る前に一時的に集合する中継地点であり、町会、自治会ごとにあらかじめ近くにある公園、児童遊園、学校校庭、広場などを指定しています。

2. 避難場所と地区内残留地区（P. 53 資料 1 参照）

① 避難場所

震災時の延焼火災から区民の生命を守るために必要な面積を有する大規模な公園や団地、大学などのオープンスペースをいい、都が「東京都震災対策条例」の規定に基づいて指定しています。

② 地区内残留地区

地区の不燃化が進んでいるため、火災が発生しても延焼火災のおそれがなく、地区内の近い距離（一区画程度）に退避すれば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がない区域として都が指定しています。

3. 自主避難施設・避難所

地震等により住居等を喪失した者又は現に被害を受ける可能性のある者を一時的に受け入れ、食料・居住等の生活を確保する施設であり、次の施設が被害状況や被災の程度に応じて、順次開設されます。

区内の避難所数（P. 55 資料 2 参照）		
小学校	69 箇所	193 箇所
中学校		
義務教育学校		
都立高校	8 箇所	
公共施設	106 箇所	
民間施設	10 箇所	



区では区立小中学校、義務教育学校（以下、「区立小中学校等」という）を「拠点避難所」としています。拠点避難所は避難者の受け入れのほか、防災無線（移動系）が配備されており、応急医療活動、情報提供、在宅被災者のケア（食料・水・生活物資の配給等）の拠点となります。区内で避難所を開設する場合は、拠点避難所が最初に開設されます。拠点避難所ごとに災害協力隊の割り当てを指定し、各災害協力隊は指定された学校を活動の拠点とします。

また、大規模水害が発生するおそれがある場合は、避難指示が発令される前段で必要に応じて、3階以上の高さを有する文化センター及びスポーツセンター等が「自主避難施設」として開設されます。（P. 70 資料 12 参照）

4. 在宅避難

地震があった際には、避難所への避難だけでなく、耐震や免震にすぐれたマンション等の場合、自宅での安全確保が可能で、備蓄が十分にあれば「在宅避難」をすることができます。

在宅避難をした場合であっても、物資が不足した場合には避難所で支援を受けることができるほか、情報収集することもできます。

(マンション(高層住宅)等で「在宅避難」するときには・・・P.79 資料15 参照)

5. 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者等のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方のことです。

区では、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うために、避難行動要支援者名簿を作成しており、地域住民や災害協力隊等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

6. ペット対策

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることも予想されます。しかし、避難所には動物が苦手な人もいますので、ペットについては敷地内の特定の場所に「動物避難場所」を設け、管理を行います。飼い主は日頃から、避難所に連れて行く時の食料、ケージ等の用意やしつけをしておくことが大切です。区では、防災訓練等において、様々な啓発活動を行っています。また、東京都獣医師会江東支部と「災害時における動物救護活動についての協定書」を締結しています。

(15) 備蓄計画

1. 備蓄物資

災害救助法が適用されると、食料や生活必需品等の応急物資は都から支給されることとなっていますが、災害救助法を適用するに至らない小規模な災害や、都の支給が間に合わない緊急の場合に対処するため、区では計画的に備蓄しています(P.62 資料7 参照)。避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することや、高齢者、障害者、女性、こどもなど、避難者のニーズは多種多様であることにも留意します。

ただし、必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所生活者等数を基準としているため、区では各家庭での備蓄を促す啓発を推進しています。

また、発災直後の道路被害状況等により、都から物資配達が遅れることも予想されるため、段階的に区で2日分の物資の確保に努めます。

＜各種倉庫及び格納庫＞

① 防災倉庫

災害時における食料品、衣類等の応急物資や災害復旧資機材等の保管庫として、区内25箇所に設置しています。この倉庫は災害で住居・家財等に被害を受け、日常生活に支障をきたしている被災者に対する応急物資の集積基地としての役割を果たすものです。

② 学校備蓄倉庫

避難所となる全ての区立小中学校等に、被災者への迅速な物資支給を目的として設置されているもので、クラッカー、アルファ化米等の食料品、毛布、ポケットティッシュ等の生活必需品を備蓄しています。令和7年4月現在、72箇所に設置されています。(全ての区立小中学校等及び旧第三大島中学校、旧大島南小学校、旧南砂西小学校)

③ 災害応急物資格納庫

避難所運営で使用する資機材を保管するために、全ての区立小中学校等に設置し、発電機、ろ水機等の資機材やアルミ皿等の生活必需品を備蓄しています。

2. 給水施設

① 飲料水

災害時には、「給水所」「応急給水槽」を給水拠点とした応急給水が行われます。

給水拠点での都と区の役割分担は、以下のとおりです。(P.65 資料8(2)参照)

ア. 給水所では、都が応急給水に必要な資器材等の設置を行い、区は区民等への応急給水を行います。

イ. 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び区民等への応急給水を行います。

被災者への応急給水は、災害協力隊の方々などの協力をいただき、実施します。また、都は災害時における飲料水の給水基準について、最低限1人1日3Lと計画していますので、区もこの基準に準じています。

② 生活用水

震災時に万が一、上水道管が破損した場合には、都の給水施設に確保された水は貴重な飲料水となります。

そこで、洗濯用水等の生活用水を供給するため、区は「ろ水機」を小中学校等に配備しています。このろ水機は、1時間に最大で1,700Lのろ過能力を備えており、学校のプールや消防用貯水槽の水のろ過に使用します。

(16) 災害時における協力協定

災害時には、私たちが生活する上で必要不可欠な食料、生活物資などが不足することが考えられます。また、医療用資機材や救助用資機材が不足して、医療救護活動が円滑に実施できない場合や、区の職員だけでは災害救助活動が困難な場合があります。

区では、このような場合に備えて、応急物資の整備・充実を図るとともに、他の地方公共団体及び各種民間団体と協定を締結し、協力が必要となった場合は、人的・物的な協力を要請できる体制の構築を図っています。

① 他の地方公共団体との協定

区は、「墨田区及び江東区防災相互協定」及び「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結して、特別区相互間の協力・支援体制を確立しています。また、平成18年1月には栃木県大田原市及び埼玉県秩父市と、平成23年12月には静岡県沼津市と、災害時に食料・飲料水の提供、専門職員の派遣、施設の提供等で相互に応援を行う協定を締結しました。

② 民間団体等との協定

区は、災害時における応急対策活動の充実を目指して、様々な民間団体等と協定を締結しています。

③ 水害時安心協定の締結

万が一、東京湾内湾に大津波警報等が発表された場合、区民等が一時的に避難できるスペースを確保するため、区は、民間企業や集合住宅の管理組合と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結しています。

また、東京都都市整備局及び東京都住宅供給公社と「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結し、公共施設や一時避難施設へ避難する時間的余裕が無い時には、都営住宅や公社一般賃貸住宅、公社施行型都民住宅への緊急避難が可能であることを確認しています。

④ 災害時における相互協力に関する協定

区では、荒川の洪水等による水害が発生した際に区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、民間マンションを「水害時一時避難施設」として、一時的に避難できるようにするた

めの協定を、町会と民間マンション、区との間で締結する事業を令和5年度より開始しました。

これまでに3件の協定を締結しており、区が緊急安全確保を発令した場合、各マンションの共用部分の一部を協定締結を行った関係町会が一時的な避難スペースとして使用できるようになりました。

⑤ 江東区災害時協定連絡協議会

災害時協力協定を締結している事業者・団体等と、平時から定期的に協定内容の確認及び情報交換等を行い、有事の際の対応を円滑に行える体制を整えるもので、令和7年度から開催します。

区と災害時における災害時協力協定を締結している団体等は次のとおりです。

令和7年6月現在

復旧・復興活動	
協定締結団体名	協定名称
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	災害時における応急対策活動の協力に関する協定
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	災害時における応急対策活動の協力に関する協定
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	災害時における応急対策活動の協力に関する協定
江東製本紙工業協同組合	災害時における応急活動支援に関する協定
一般社団法人全国霊柩自動車協会	災害時における霊柩自動車輸送の優先提供に関する協定
株式会社善興社	災害時におけるし尿収集に関する協定
江東区防災協力連合 (江東建設業協会、江東管交会、東部電協適格協同組合、一般社団法人東京建築士事務所協会江東支部、江東造園業災害防止連絡会)	災害時の応急対策活動に関する協定
一般社団法人東京都自動車整備振興会江東支部	災害時協力協定
一般社団法人東京都溶接協会	災害時における応急対策活動支援に関する協定
一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部	地震による被災建築物「応急危険度判定」活動に関する協定
株式会社三国建設	災害時の応急対策活動に関する協定
有限会社 貴堀建設	災害時の応急対策活動に関する協定
全建総連東京都連江東区建設協議会	災害時における応急対策業務に関する協定
前田道路株式会社	災害時の応急対策活動に関する協定

基礎地盤コンサルタンツ株式会社 関東支社	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書
サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書
株式会社長大 江東営業所	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書
株式会社ニュージェック 東京本社	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書
東日本総合計画株式会社 江東営業所	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

活 動 協 力	
協 定 締 結 団 体 名	協 定 名 称
栄都建設株式会社（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会加盟法人会員） 穴倉建設工業株式会社（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会加盟法人会員）	油流出等の事故処理業務に関する協定書
日本郵便株式会社深川郵便局 日本郵便株式会社城東郵便局 日本郵便株式会社新東京郵便局	災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定
江東法曹倶楽部	災害時における特別法律相談に関する協定
東京ベイネットワーク株式会社 レインボータウンエフエム放送株式会社	災害時等における放送要請に関する協定
株式会社 I H I	災害時協力協定
鹿島東京開発株式会社	災害時協力協定
株式会社竹中工務店東京本店	災害時協力協定
東京都消防設備協同組合第 15 支部	災害時協力協定
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定
江東区環境衛生協会	災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定
日本ヒューレット・パカード株式会社	災害時協力協定
新大橋運輸株式会社	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定
株式会社ゴミクル	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定
株式会社キタザワ	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定

株式会社久米設計	災害時協力協定
佐川急便株式会社東日本支社	災害時協力協定
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動等に関する協定
東京都	り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定
警視庁深川警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
警視庁城東警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
警視庁東京湾岸警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
東京消防庁深川消防署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
東京消防庁城東消防署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定
江東リサイクル協同組合	災害時協力協定
東京都個人タクシー協同組合墨東支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定
砂町北運河連絡協議会	災害時協力協定
L I N E ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
東京消防庁深川消防署	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書
東京消防庁城東消防署	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書
東京消防庁深川消防署	大規模災害時における江東区保有の舟艇活用に関する協定書
東京消防庁城東消防署	大規模災害時における江東区保有の舟艇活用に関する協定書
東京都建設局	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書
公益財団法人 東京都公園協会	避難場所となる都立木場公園／清澄庭園における連携協力に関する確認書
アメニス東部地区グループ	避難場所となる都立大島小松川公園／猿江恩賜公園／亀戸中央公園における連携協力に関する確認書
(一般社団法人) 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定
東京廃棄物事業協同組合	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定
株式会社京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定
株式会社太陽油化	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

東京廃棄物事業協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定
(一般社団法人) 東京環境保全協会	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定
(一般社団法人) 東京都中小建設業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定
(一般社団法人) 東京都産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定
各区及び東京二十三区清掃一部事務組合	災害廃棄物の共同処理等に関する協定
株式会社ミライト・ワン	災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書
東京電力パワーグリッド株式会社江東支社	災害時における相互連携に関する基本協定
東京都不動産鑑定士協会	災害時における住家被害認定調査等に関する協定
大新東株式会社	災害時における移送手段に係る車両の確保等に関する協定
ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社 第一貨物株式会社	災害時を想定した施設整備及び施設利用に関する協力協定
東京都行政書士会江東支部	災害時における被災者等の支援に関する協定
一般社団法人豊洲スマートシティ推進協議会	防災支援協定

施 設	
協 定 締 結 団 体 名	協 定 名 称
東京都立江東商業高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立城東高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立墨東特別支援学校	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書
東京都立深川高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立第三商業高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立墨田工業高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立東高等学校	避難所施設利用に関する協定書
中村中学高等学校	避難所施設利用に関する協定書

社会福祉法人江東ことぶき会	施設使用貸借及び運営に関する協定書（南砂高齢者 在宅サービスセンター）
国立大学法人東京海洋大学	避難所施設利用に関する協定書
東京都立科学技術高等学校	避難所施設利用に関する協定書
東京都立大江戸高等学校	避難所施設利用に関する協定書
鹿島東京開発株式会社ホテル事業部	避難所施設利用に関する協定書（ホテルイースト 21）
株式会社日本サービスセンター	避難所施設利用に関する協定書（アンフェリシオン）
社会福祉法人カメラア会	避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホーム カメラア）
医療法人社団湖聖会	避難所施設利用及び江東区防災行政用無線局（固定 系拡声子局）設置等に関する協定（キーストーン）
学校法人東京朝鮮学園	避難所施設利用に関する協定書
株式会社 I H I	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社竹中工務店東京本店	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
学校法人ケイ・インターナショナルスクール	避難所施設利用に関する協定書
社会福祉法人こうほうえん	地域密着型介護施設の管理に関する基本協定書
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
日本ヒューレット・パカード株式会社	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社産学協同センター	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社ヤマタネ	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
亀戸二丁目団地管理組合 ※6号棟～9号棟	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社大和総研	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社フジクラ	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定（イトーヨーカドー木場店・深川 ギャザリア）
株式会社イトーヨーカ堂	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定（アリオ北砂）
株式会社久米設計	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
株式会社トピーレック	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定（トピーレックプラザイオン館）
佐川急便株式会社東日本支社	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定（千代田店）

社会福祉法人暁会メディカルケアタウン東大島	避難行動要支援者を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホームあかつき苑）
学校法人芝浦工業大学	避難所施設利用に関する協定
学校法人芝浦工業大学	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
社会福祉法人 奉優会	江東区枝川高齢者在宅サービスセンター及び江東区枝川在宅介護支援センターの管理に関する協定書
錦糸町プライムタワー （三菱 UFJ 信託銀行株式会社）	津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定（錦糸町プライムタワー）
社会福祉法人あそか会	施設使用貸借及び運営に関する協定書（江東・北砂・塩浜ホーム、東陽・亀戸・大島・古石場在宅サービスセンター）
社会福祉法人あそか会	施設使用貸借及び運営に関する協定書（白河高齢者在宅サービスセンター）
東京東信用金庫	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合 社会福祉事業団	避難行動要支援者を対象とした二次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書（更生施設 塩崎荘）
東京都立江東特別支援学校	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書
中央学院大学中央高等学校	避難所施設利用に関する協定
社会福祉法人こころの家族	避難行動要支援者を対象とした二次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書（故郷の家・東京）
東京ガス株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
城東特別支援学校	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書
前田道路株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
前田道路株式会社	津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定
トヨタモビリティ東京株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
蔵王産業株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
三井不動産株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
社会福祉法人聖教主福祉会 深川愛の園	避難行動要支援者を対象とした福祉避難所施設利用に関する協定書（深川愛の園）
大東建託株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
清水建設株式会社	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

社会福祉法人むつみ会	災害時における福祉避難所の設置等に関する協定書
株式会社シミズオクトホールディングス 株式会社シミズオクト	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
社会福祉法人あそか会	災害時における福祉避難所の設置等に関する協定書
東京都	水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸 使用に関する協定
社会福祉法人睦月会	災害時における福祉避難所の設置等に関する協定書
清水建設株式会社	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
住吉1丁目町会 キャッスルマンション住吉管理組合	災害時における相互協力に関する協定
コーナン商事株式会社	津波等の水害時における一時避難施設としての使用 に関する安心協定
冬木町会 山勇館	災害時における相互協力に関する協定
宗教法人立正佼成会	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定
新大橋一丁目町会 クレッセント東京ヴェンタワ管理組合	災害時における相互協力に関する協定

医 療 救 護	
協 定 締 結 団 体 名	協 定 名 称
公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部	災害時における柔道整復師会の協力についての協定 書
公益社団法人江東区医師会	災害時の医療救護活動についての協定書
公益社団法人東京都獣医師会江東支部	災害時における動物救護活動についての協定書
一般社団法人江東区薬剤師会	災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定
一般社団法人東京都江東区歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定
公益社団法人東京都助産師会江東地区分会	災害時における助産師会の支援活動に関する協定

物 資 等 輸 送 優 先 供 給	
協 定 締 結 団 体 名	協 定 名 称
東京都米穀小売商業組合江東支部	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定 書
東京都石油商業組合江東支部	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

一般社団法人東京都トラック協会深川支部	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定
一般社団法人東京都トラック協会城東支部	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定
東京都麺類協同組合深川支部 東京都麺類協同組合城東支部	災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部	災害時における救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供に関する協定
江東区商店街連合会	災害時における応急物資供給に関する協定書
イオンリテール株式会社（イオン東雲店） イオンリテール株式会社（イオン南砂店）	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書
東京湾遊漁船業協同組合	災害時における救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の優先提供に関する協定
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
株式会社ダイエー	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書
大塚食品株式会社東京支店	災害時における食料品等の優先供給に関する協定
株式会社カインズ	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における応急物資の優先供給に関する協定
株式会社イトーヨーカ堂	災害時における応急物資の供給等に関する協定
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	災害時における応急物資の優先供給に関する協定
株式会社辰巳菱機	災害時の電源供給に関する協定
株式会社アクティオ	災害時における資機材等の優先提供に関する協定
株式会社ナック	災害時における応急物資の優先供給に関する協定
サントリービバレッジサービス株式会社首都圏営業本部	災害時における飲料水の優先供給等に関する協定
アルフレッサ株式会社墨東支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
岩渕薬品株式会社葛飾営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
株式会社スズケン城東支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
東邦薬品株式会社江東営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
株式会社バイタルネット東京中央支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
株式会社マルタケ東京支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

株式会社メディセオ東京支社	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書
東京都交通局	燃料電池バスによる災害時の電源供給に関する協定
一般社団法人東京都LPガス協会墨東支部	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書
株式会社ダスキン訪販グループ営業本部 東京地域本部	災害時の避難所等開設及び運営に関する協力協定
株式会社八洋	災害時における飲料水の優先供給に関する協定
コーナン商事株式会社	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定
EcoFlow Technology Japan 株式会社	災害時における資機材の貸与等に関する協定
一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定

相 互 応 援	
協 定 締 結 団 体 名	協 定 名 称
墨田区	墨田区及び江東区防災相互協定
特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
栃木県大田原市	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定
埼玉県秩父市	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定
静岡県沼津市	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定

(17) 水害対策

区は隅田川と荒川に囲まれた江東デルタ地帯に位置し、沖積層の軟弱な地盤に覆われているため、地盤沈下や洪水、高潮の影響を受けやすい地域です。加えて、低地であるため水の流れが滞りやすく、内部河川が多いため水害リスクが高いのが特徴です。

このような特性を踏まえ、東京都では防潮堤の設置やスーパー堤防の整備、耐震護岸方式や水位低下方式を活用した内部河川の強化、さらにポンプ所を活用した雨水排除システムの充実など、多角的な防災対策を進めています。区においても次のような水害対策を行っています。

① 水害ハザードマップの作成・配布

洪水や高潮の被害を防ぐために「洪水ハザードマップ」や「高潮ハザードマップ」を作成・改定しています。洪水ハザードマップは平成 22 年度に作成され、平成 28 年の洪水浸水想定区域図を反映して令和 2 年 3 月に改定されました。また、東京都が平成 30 年に公表した高潮浸水想定区域図を基に、令和 2 年 3 月に高潮ハザードマップを新規作成し、令和 6 年の高潮浸水想定区域図を基に令和 7 年 3 月に改定しました。これらのハザードマップを活用し、区民に周知することで、避難の迅速化と事前の備えを促進しています。

② 浸水想定区域内の地下街等への対策

平成 17 年の水防法改正により、洪水時の迅速な避難を確保するため、浸水想定区域内の地下街の所有者・管理者には避難確保計画の作成が義務付けられました。平成 25 年の改正では、浸水防止措置を含む避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置も義務化されています。区は地下街の調査を行い、管理者に対して浸水対策の必要性を伝え、計画の作成・変更時の報告を求め、指示や助言を行っています。

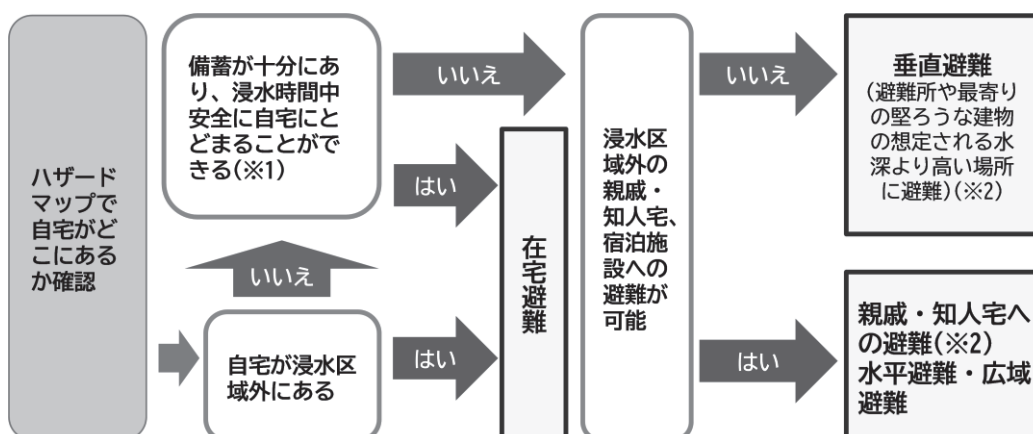
③ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対策

近年の豪雨による要配慮者の被害増加を受け、区は浸水想定区域内の要配慮者施設への情報提供を迅速化するため、施設名や所在地、伝達方法を協議しています。平成 29 年の水防法改正で避難確保計画の作成・訓練が義務化され、令和 3 年の改正では訓練結果の区長への報告が義務化されました。区は施設管理者に対し、浸水対策の必要性を伝えるとともに、避難確保計画の作成・変更時の報告を求め、指示や助言を行います。

④ 水害時における町会と民間マンションの一時避難施設協定

区は水害時の安全確保のため、町会・民間マンション・区の三者で協定を締結し、近隣住民がマンションへ一時避難できるようにする制度を設けています。協定を結んだマンションには 30 万円相当の備蓄物資を供与します。これを円滑に進めるため、「水害時における町会と民間マンションとの一時避難協定締結のためのガイドライン」を策定し、町会とマンションが事前に協定を結ぶことで、災害発生時の混乱を防ぎ、住民の迅速な避難を支援することを目的としています。

⑤ 避難行動のフローチャート



※1 大雨浸水の場合は、下水道等の処理能力を超える豪雨による浸水のため、比較的短時間で解消される。

※2 大雨浸水の場合は、すでに豪雨となっているため、一層安全な避難行動を心がける。

3. 区の防災啓発事業

① 江東区防災ポータル

平時には交通情報・気象情報、災害時には交通情報・気象情報に加え、区内被害情報や避難所開設情報等、江東区の防災に関する情報をリアルタイムに発信しています。

② 防災パンフレット

区で発行・配布している「江東くらしガイドーわたしの便利帳ー」に「もしもの時に備えて」の項目を設けて、災害への備え等を紹介しているほか、「こうとう区報」を通じて、防災に関する広報や啓発に努めています。

また、区や東京都の防災対策や各種連絡先一覧を掲載した、下記の防災パンフレットを防災セ

ンターにて配布しています。

- (ア) 「非常持出品を準備しておこう（地震に備える編）」
 - (イ) 「職場の防災ハンドブック（職場の防災対策編）」
 - (ウ) 「家具類の転倒・落下・移動防止ハンドブック（家具類転倒防止編）」
 - (エ) 「大地震から身を守るために（地震対策編）」
 - (オ) 「集合住宅防災ガイドブック」
 - (カ) 「江東区のさまざまな災害情報伝達手段」
- ※（オ）は防災センター以外にも、区内図書館・各出張所でも配布しています。
また、区ホームページからもダウンロード可能です。

③ 防災マップ

避難所・避難場所・各種防災情報を掲載した防災マップを作成し、防災センターや各出張所等で配布しています。また、ホームページ（防災情報 江東区）からもダウンロードできます。

マップは地域ごとに5種類、江東区全域4種類（日本語・英語・中国語・韓国語）の合計9種類です。

④ スマートフォン用アプリケーション「江東区防災アプリ」

今までの「江東区防災マップアプリ」を「江東区防災アプリ」として令和7年度4月1日リニューアルしました。

新アプリでは、災害・防災情報に加え、日常の交通・気象情報等も確認できます。

ダウンロードについては各アプリストアにて「江東区防災アプリ」と検索するか、下記コードをご活用ください。

〔iOS (AppStore) 〕

〔Android (GooglePlay) 〕



⑤ 区民まつり

「防災」により一層身近に触れていただくため、毎年10月に実施している「江東区民まつり 中央まつり」において「防災啓発コーナー」を設け、起震車体験・備蓄物資や防災関係資料の配布等を行っています。

⑥ 防災用品のあっせん

区内に住所を有する方及び区内に勤務先のある方を対象に、家庭用防災用品をあっせん価格で販売しています。パンフレットに備え付けのハガキ又はFAXにてお申込みいただけます。

詳細は、パンフレット又はホームページ（防災情報 江東区）をご覧ください（パンフレットは防災センター、各出張所等で配布しています）。

⑦ 家庭用消火器のあっせん

地震による火災及び通常火災時には、家庭での初期消火が大切です。区では、このような場合に備えて、区内に住所を有する方に対し、家庭用消火器の購入及び薬剤詰替のあっせんとその費

用の一部助成を行っています。

【**申込み出来る方**】 区内に住所を有する方（事業所等による申込みは出来ません。）

【**申 込 数 量**】 1世帯1本

【**申 込 方 法**】 電話又は防災計画課窓口へお申込みください。

申込み受付け後、納品業者・期日等をはがきでお知らせします。

〔家庭用消火器あっせんのお知らせは、防災センター、各出張所等で配布しています。また、区ホームページにも詳細を掲載しています。〕

【**支 払 方 法**】 納品時、品物と引換えにあっせん価格を業者に直接お支払いください。

【**あっせん価格等**】

※価格はすべて消費税を含む。

	消火器購入			薬剤詰替	
	強化液	粉末 ABC 型		粉末 ABC 型	
	1.0ℓ	2.0kg	3.0kg	2.0kg	3.0kg
協 定 価 格	6,930 円	6,215 円	8,580 円	4,070 円	5,500 円
区 助 成 額	1,400 円	1,300 円	1,500 円	890 円	1,030 円
あっせん価格	5,530 円	4,915 円	7,080 円	3,180 円	4,470 円

⑧ 感震ブレーカーの配付・助成

令和 5 年度より震災時における電気に起因する火災抑制を目的とし、不燃化特区を含む町丁目及び地震に関する地域危険度測定調査〔第 9 回〕（東京都都市整備局）における火災危険度 4・5 の地域（三好 2 丁目/亀戸 3・5 丁目/大島 2・7 丁目/北砂 3～7 丁目/東砂 4・5 丁目/南砂 4 丁目）における住宅への感震ブレーカーの設置を推進しています。

ア. 簡易型感震ブレーカーの配付

- ・ばね式の簡易型感震ブレーカーを申請により無償配付を行っています。

イ. 分電盤タイプ設置費用の一部助成

- ・助成額：設置費用の 2/3、上限 5 万円。新築は一律 1 万円となります。
- ・住宅を有する個人が対象で、1 人 1 回限りの助成となります。

⑨ 防災 DVD の貸出

区内在住（在勤・在学を含む）の方が代表となる団体等に、地域の啓発活動の補助を目的として、防災 DVD を貸出しています。より一層効果的な啓発活動が期待できますので、自主防災訓練や学習会等にぜひご活用ください。

随時ラインナップの充実を図っています（貸出用防災 DVD リストは P.85 資料 20 参照）。

⑩ 災害協力隊活動マニュアル

区内の各災害協力隊のみなさんが地域の「防災計画」をより充実させるための指針となる「災害協力隊活動マニュアル」を作成し、平成 9 年 4 月に各災害協力隊に配布しました。その後、平成 25 年度に改定しています（災害協力隊の役割等は「Ⅲ 災害協力隊の活動」参照）。

⑪ 高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き

高層住宅では地震等でライフラインやエレベーターが停止した場合や家具の転倒等だけが人が発生した場合、対応が困難となる状況が懸念されます。

区は平成 25 年 3 月に、マンションの管理組合や自治会の皆さんが大地震に備えた防災体制を検討・整備する際の参考となるよう「高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き」を作成しました。

⑫ 防災用品の展示

災害時に備え、各家庭でも防災用品や当面の生活必需品を準備しておくことが大切です。

区では、その参考となるよう、以下の場所に防災用品を展示しています。

〔防災用品展示場所〕

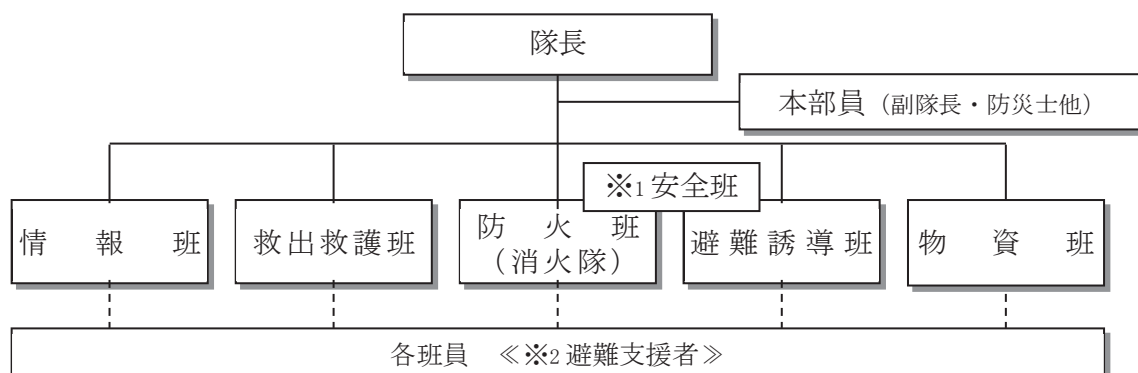
江東区防災センター、総合区民センター、東雲図書館

Ⅲ 災害協力隊の活動

1. 災害協力隊の組織

(1) 組織の編成

災害時には地域全体で対応しなければならないので、災害時専用の部隊を新たにつくるのではなく、普段の町会・自治会の組織に合わせた体制を考えます。



※1 高層住宅では、防火班と避難誘導班を兼ねた安全班を設置することもあります。

※2 避難支援者は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を行います。

(2) 必要な役割

各災害協力隊に必要な役割は、下表のとおりです。

必要な役割	平常時の活動	災害時の活動 (主に拠点避難所を活動拠点とする)
本部	①組織の編成 ②防災計画の作成・更新 ③各班の運営指導 ④防災活動の企画・運営 ⑤区や防災関係機関との連絡調整 ⑥災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）の把握	①拠点避難所への参集（本部の設置） ②被害状況の全体把握 ③各班の調整・指示 ④区や関係機関との連絡調整
情報班	①防災知識の普及・啓発 ②情報収集・伝達訓練の実施	①被害状況の把握 ②住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	①防災資機材等の整備・点検 ②救出・救護訓練の実施	①負傷者の救出・救護 ②救護所設置の協力
防火班 (消火隊)	①家庭への安全対策の指導 ②消火訓練の実施	①初期消火 ②出火防止
避難誘導班	①避難経路の点検 ②避難訓練の実施	①避難経路の安全確認 ②避難誘導 ③避難場所等での誘導・整理
物資班	①水・食料等の備蓄・管理 ②炊出し訓練の実施	①物資の調達・配給 ②炊出し
<避難支援者>	避難行動要支援者への声掛け	避難行動要支援者の安否確認、避難支援

(安全班)

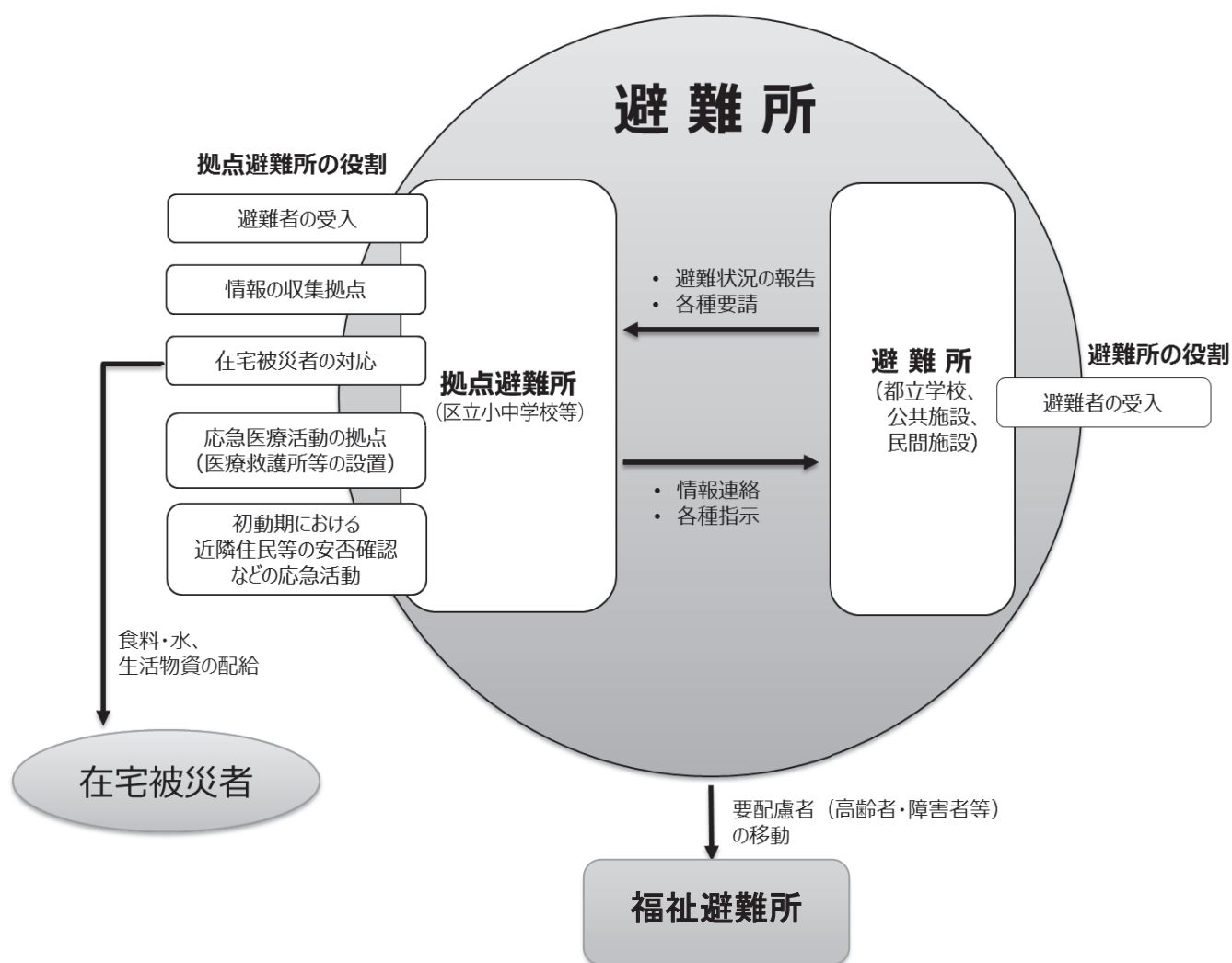
(3) 被害状況の調査・報告（本部・情報班）

- ① 災害の発生に伴い、速やかに最寄りの小中学校等に参集する災害情報連絡員（区職員）へ報告してください（P. 71 資料 13「拠点避難所の電話番号一覧表」及び P. 82 資料 17「被害状況報告用紙（第 1 号様式）」参照）。
- ② 災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになったときは、各出張所へ報告してください（P. 83 資料 18「被害状況報告用紙（第 2 号様式）」及び P. 84 資料 19「総務部情報通信班に対する被害状況通報系統図」参照）。

2. 避難所設置と運営

(1) 避難所の設置

避難所は、災害時に自宅で生活ができなくなった人たちの生活の場として、学校や公共施設等に開設されます。区では、区立小中学校等を地域における拠点避難所とし、避難者の受入れのほか、在宅被災者も対象とした食料・水・生活物資の配給、応急医療活動の拠点として位置付け、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などの要配慮者のための避難所としては、区内の福祉施設等を選定し、福祉避難所として位置付けています。



(2) 災害協力隊の避難所運営時の組織

避難所の運営には、学校教職員や施設職員、区派遣職員、ボランティアなどが積極的に関わりますが、膨大な仕事量をこなすためにも、また、地域の人々をよく知っているという点でも、災害協力隊の協力は不可欠です。

避難所運営時に必要な学校の役割と災害協力隊の関わり方は、下記のとおりです。

(各災害協力隊が活動する拠点避難所の割当ては P. 73 から 78 資料 14 参照)

必要な役割	活 動 内 容	災害協力隊の関わり方
総務・情報担当	・避難所運営本部会議の開催 ・避難所の状況、避難者情報の把握 ・区との連絡調整 ・避難者名簿の作成と管理 ・外部からの問い合わせ、面会等の受付 ・ボランティアの受入れ	隊長・本部員 情報班
避難所担当	・避難者の誘導・整理、部屋割り調整 ・施設内共有空間の清掃と整理 ・立入禁止区域、施設の設定と掲示 ・避難所生活の基本ルールの作成 ・防火・防犯等の見回り	防火班 避難誘導班
救護・衛生担当	・医療救護所等の設置と活動支援 ・負傷者の搬送と救護 ・避難所内の高齢者等要配慮者の発見 ・トイレ・ごみ集積所の確保・設置、衛生管理 ・ペットの管理と指導	救出救護班
給食・物資担当	・飲料水、生活用水の確保及び配給 ・備蓄物資の配給及び管理 ・救援物資の受入、整理、分類及び管理	物資班
※ 居 住 班	・居住者情報（人数・名簿内容）の把握 ・各居室の管理（防火・防犯、整理及び整頓等） ・居住者の要望の取りまとめ、居住者への情報伝達 ・物資の配給	避難者
救 援 班	・近隣住民等の応急救援活動 (発災からおおむね 72 時間程度の初期対応時)	防火班 避難誘導班

※居住班とは：避難所生活が始まった後で、生活する部屋（教室、体育館など）ごとにつくる班

(3) 「学校避難所運営協力本部」の仕組み

各避難所には、「避難所運営本部」が置かれ、施設（学校等）・区・災害協力隊・避難所運営サポーター・ボランティアなどが互いに連携を図り、運営していきます。

① 学校避難所運営協力本部（学校施設が避難所となる場合）

1. 学校は避難所開設時（初動期）において避難所運営のリーダーシップをとり、学校長（本部長）の指揮の下、各種担当を設けて対応にあたり、災害協力隊に協力を求めます。

2. 施設管理者として、施設の点検及び各部屋（教室等）、設備の活用方法について、災害協力隊や避難者に助言します。

② 区派遣職員

1. 区の災害対策本部と避難所との相互の連絡を担当します。
2. 特に、次のような業務を担当します。
 - ・ 避難所の状況を区の災害対策本部に報告し、また、区や関係機関からの情報を避難所に伝達します。
 - ・ 食料など必要な物資の調達や確保を行います（届いた物資の管理や配給は給食物資担当が行います）。

③ 災害協力隊

1. 学校教職員の行う担当業務について、積極的に協力します。
2. 避難所の部屋（教室等）ごとにリーダーを選出し、運営本部や各活動担当との連絡や調整などを行います。
3. 避難所の運営主体は、教育の再開や避難者の自立を促すためにも、徐々に学校側から災害協力隊に移行していくことが望まれます。

④ 避難所運営サポーター

1. 避難所等における運営補助を行います。
2. その他、避難所の円滑な運営に必要なことを行います。

⑤ ボランティア

1. 学校や災害協力隊が行う各種の活動を補佐します。
2. 特殊技能や専門知識を有し、それに関連した活動につく場合でも、情報を集約するため運営本部に申請させ調整を図ります。

更に、各担当業務の報告や調整、連絡事項の伝達、その他重要事項に関して、各担当の代表者全員で検討する場として、定刻に「避難所運営本部会議」の開催が必要となります。

3. 平常時の防災対策

(1) 平常時の活動

テ ー マ	主 な 活 動 内 容
地域の現状把握	1. 防災カルテ・防災計画の作成 2. 防災情報の把握（リストの作成） 3. 防災マップの作成
地域への防災指導 （家庭の防災対策）	1. 安全な環境づくりの指導（塀の改善・家具固定等） 2. 出火・延焼防止の指導 3. 応急手当の方法、医薬品の家庭内備蓄の指導 4. 生活必需品の家庭内備蓄の指導 5. 災害時の行動に関する正しい知識の普及（避難場所等）
地域の防災活動	1. 防災に関する PR 活動の実施 2. 防災訓練の実施
避難行動要支援者対策	1. 避難行動要支援者との交流、近隣住民への啓発 2. 発災時の支援体制づくり 3. 支援の方法の把握、指導

他団体との連携の促進	1. 近隣の災害協力隊との連携促進 2. 地域内の事業所との連携促進
------------	---------------------------------------

(2) 地区別防災カルテ・防災計画の作成

区では、災害に強いまちづくりを重点施策として、各種の防災事業を行っています。昭和 63 年度から「自分たちのまち・身体・財産を自分たちで守る」を目標に、災害協力隊に「地区別防災カルテ・防災計画の作成事業」を委託し、大地震等発災時の被害の未然防止、拡大阻止をねらいとした地域計画の策定を進めています。

① 地区別防災カルテ

地区内の要配慮者（主に避難行動要支援者）、人材、危険箇所、応急資機材等の災害要因・防災要因を調査し、リストにまとめます。

調査にあたっては、個人のプライバシーに十分配慮し、趣旨を説明のうえ、本人（または家族）に申し出てもらうようにしましょう。また、調査結果は、本人（または家族）の了解の上で、必要最小限の隊員が把握し、むやみに口外しないよう、細心の注意をはらう必要があります。

さらに、「防災計画」・「防災マップ」を作成してください。

② 地区別防災計画

防災カルテに基づいて、発災時の消火・救出・救護・情報収集伝達・避難等の計画を災害協力隊ごとに具体的に取り決め、文章化し、印刷して各世帯に配布します。

4. 水害時の活動

(1) 災害時の業務

① 危険箇所の通報

河川護岸、排水施設等の危険箇所を発見した場合、区やその他の防災関係機関に通報します。

② 避難の誘導

地域住民に避難の呼びかけ及び誘導を行います。

(2) 平常時の業務

① 河川護岸及び排水施設等の調査

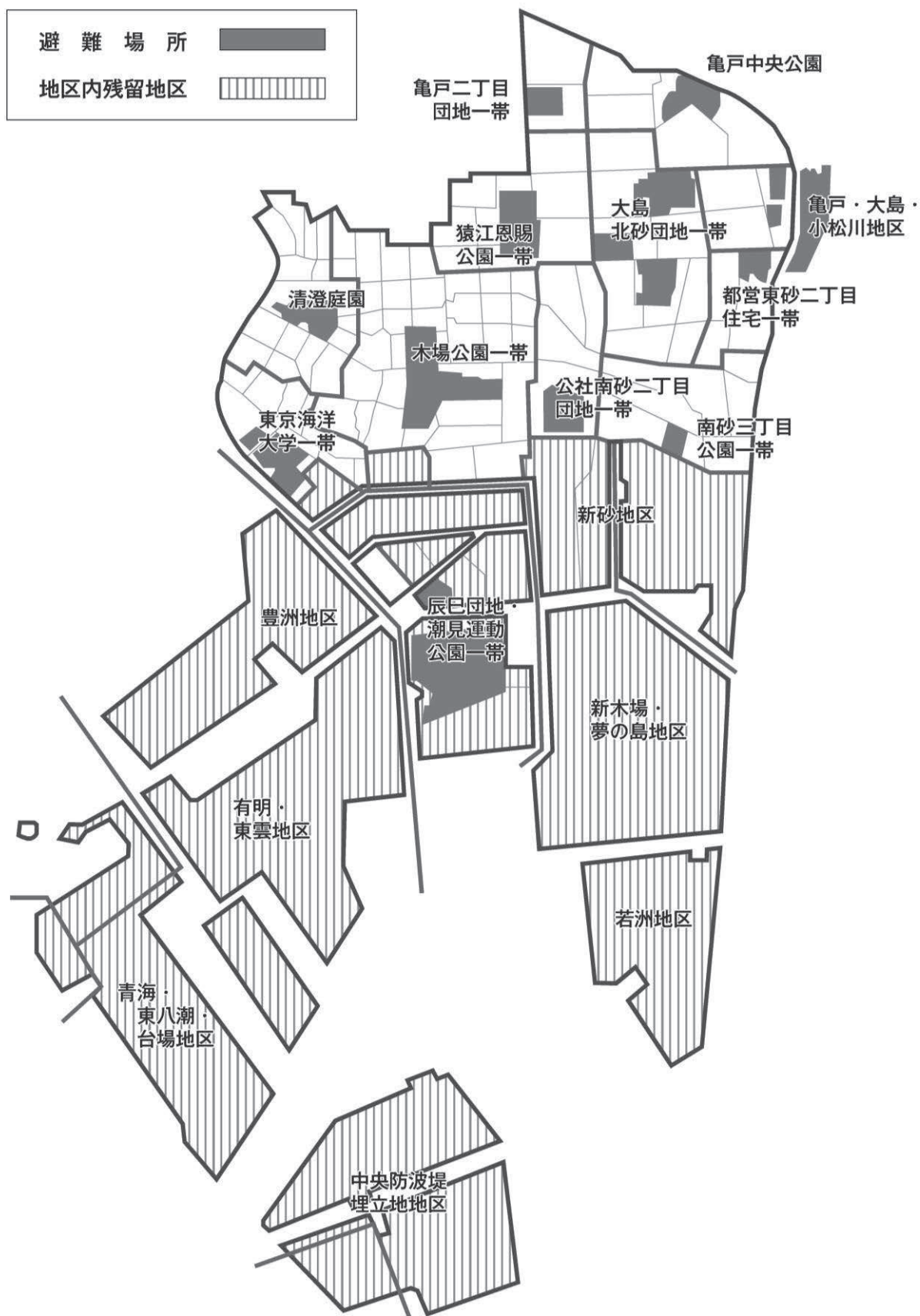
台風シーズン前における地域の河川護岸や排水施設等の調査及びその安全確認を行います。

② 避難先の確認及び住民への周知

資 料

資料1 避難場所等一覧表

(1) 概略図



(2) 地区割当

避難場所及び地区内残留地区名		有効面積 (㎡)	地区割当 (丁目)
大島・北砂団地一帯		206,370	亀戸 6 大島 3～6 北砂 3～7
公社南砂二丁目団地一帯		87,443	北砂 1, 2 南砂 1, 2
辰巳団地・潮見運動公園一帯		369,216	枝川 1
猿江恩賜公園一帯		113,675	猿江 1, 2 住吉 1, 2 毛利 1, 2 亀戸 1 大島 1, 2
亀戸・大島・小松川地区		323,970	大島 7～9
清澄庭園		50,476	清澄 1～3 常盤 1, 2 新大橋 1～3 森下 1 平野 1 三好 1 白河 1 佐賀 1, 2 福住 1, 2 深川 1, 2
東京海洋大学一帯		122,667	永代 1, 2 門前仲町 1, 2 牡丹 1～3 古石場 1～3 越中島 1, 2
亀戸中央公園		67,472	亀戸 4, 5, 7, 8, 9
都営東砂二丁目住宅一帯		39,473	東砂 1～4
木場公園一帯		241,017	森下 2～5 平野 2～4 三好 2～4 白河 2～4 高橋 冬木 富岡 1, 2 千石 1～3 石島 千田 海辺 扇橋 1～3 木場 2～5 東陽 1～7
亀戸二丁目団地一帯		26,722	亀戸 2, 3
南砂三丁目公園一帯		53,869	東砂 5～8 南砂 3～7
地区内 残留 地区	若洲地区		若洲 1～3
	青海・東八潮・台場地区		青海 1～4
	新木場・夢の島地区		新木場 1～4 夢の島 1～3
	新砂地区		新砂 1～3
	豊洲地区		豊洲 1～6
	有明・東雲地区		有明 1～4 東雲 1, 2
	辰巳・潮見・枝川地区		枝川 2, 3 木場 1, 6 塩浜 1, 2 潮見 1, 2 辰巳 1～3 越中島 3
	中央防波堤埋立地地区		海の森 1～3

資料2 避難所一覧表

令和7年4月1日現在

	小・中・高等学校		公共施設		民間施設		合 計	
	収容可能 人数(人)	避難所数 (箇 所)	収容可能 人数(人)	避難所数 (箇 所)	収容可能 人数(人)	避難所数 (箇 所)	収容可能 人数(人)	避難所数 (箇 所)
白 河 地 区	5,920	6	3,860	10	720	2	10,500	18
富 岡 地 区	9,730	7	4,050	6	0	0	13,780	13
豊 洲 地 区	28,800	13	6,050	19	1,080	2	35,930	34
小松橋地区	7,420	7	2,360	7	0	0	9,780	14
東 陽 地 区	5,720	5	3,870	7	1,090	1	10,680	13
亀 戸 地 区	12,500	9	4,180	10	1,620	5	18,300	24
大 島 地 区	12,440	11	7,970	15	0	0	20,410	26
砂 町 地 区	12,290	10	7,180	16	0	0	19,470	26
南 砂 地 区	12,390	9	5,980	16	0	0	18,370	25
合 計	103,570	77	45,500	106	4,950	10	154,020	193

(注) 避難所の収容基準 3.3㎡当たり2人

資料3 福祉避難所一覧表

令和7年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話
特別養護老人ホーム江東ホーム	東陽 2-1-2	(3647) 5081
特別養護老人ホーム北砂ホーム	北砂 6-20-30	(5606) 1731
特別養護老人ホーム塩浜ホーム	塩浜 2-7-17	(5683) 5571
特別養護老人ホーム深川愛の園	冬木 16-7	(3641) 1905
特別養護老人ホームあかつき苑	大島 7-38-15	(5875) 5255
特別養護老人ホームむつみ園	深川 2-1-12	(3642) 4791
特別養護老人ホームあそか園	住吉 1-9-5	(3632) 3615
特別養護老人ホーム故郷の家・東京	塩浜 1-4-48	(3644) 0555
コスモス老人福祉施設 (特別養護老人ホーム・短期入所施設)	大島 9-6-16	(5836) 5121
地域密着型介護施設	新砂 3-3-11	(5677) 1333
枝川高齢者在宅サービスセンター	枝川 1-8-15-101	(5632) 2277
白河高齢者在宅サービスセンター	白河 3-4-3-201	(3630) 6591
東陽高齢者在宅サービスセンター	東陽 6-2-17-301	(5606) 8861
亀戸高齢者在宅サービスセンター	亀戸 4-21-13	(5626) 0130
大島高齢者在宅サービスセンター	大島 6-14-4-103	(3638) 4511
南砂高齢者在宅サービスセンター	南砂 2-3-5-102	(3615) 1081
古石場高齢者在宅サービスセンター	古石場 2-14-1-101	(3641) 2671
塩浜福祉園（塩浜福祉会館を含む）	塩浜 2-5-20	(3647) 6987
東砂福祉園	東砂 3-30-6	(3646) 6634
亀戸福祉園	亀戸 9-6-29	(3683) 1451
障害者福祉センター	扇橋 3-7-2	(3699) 0316
城東特別支援学校	大島 6-7-3	(3683) 6230
江東特別支援学校	東陽 4-11-45	(3615) 2341
墨東特別支援学校	猿江 2-16-18	(3634) 8431
Up to You 塩浜 Living	塩浜 2-5-3	(6666) 0230
塩崎荘	塩浜 2-5-16	(3615) 1737
計 26 箇 所		

*福祉避難所は、災害時に区の要請に基づき、各施設の安全確保や職員の配置の確認をした上で開設する二次的な避難所です。原則、災害発生直後から避難所として利用することはできませんので、災害時に、自宅の被災などにより生活の場を失った方は、まずは近くの拠点避難所に避難してください。

資料4 医療救護活動予定場所（緊急医療救護所等）一覧

No.	緊急医療救護所 (発災から 72 時間まで)	避難所医療救護所 (発災から 72 時間以後)	住 所
1	昭和医科大学江東豊洲病院 前	豊洲西小学校	豊洲 5-1-35
2	がん研究会有明病院 前	有明小学校	有明 2-10-1
3	江東病院 前	第四大島小学校	大島 6-7-8
4	順天堂東京江東高齢者医療センター 前	第五砂町小学校	東砂 8-11-5
5	木場病院 前	数矢小学校	富岡 1-18-7
6	鈴木病院 前	枝川小学校	枝川 3-5-3
7	深川立川病院 前	扇橋小学校	石島 18-5
8	あそか病院 前	深川第七中学校	毛利 1-14-1
9	東京城東病院 前	亀戸中学校	亀戸 9-2-2
10	藤崎病院 前	砂町小学校	北砂 4-13-23

病院機能区分	No.	病 院 名	所在地
災害拠点病院	1	昭和医科大学江東豊洲病院	豊洲 5-1-38
	2	がん研究会有明病院	有明 3-8-31
	3	江東病院	大島 6-8-5
	4	順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
災害拠点連携病院	1	木場病院	木場 5-8-7
	2	鈴木病院	塩浜 2-7-3
	3	深川立川病院	扇橋 2-2-3
	4	あそか病院	住吉 1-18-1
	5	東京城東病院	亀戸 9-13-1
	6	藤崎病院	南砂 1-25-11
災害医療支援病院	1	鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
	2	くじらホスピタル	枝川 3-8-25
	3	清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
	4	友仁病院	亀戸 2-41-1
	5	寿康会病院	北砂 2-1-22
	6	江東リハビリテーション病院	北砂 2-15-15
	7	愛和病院	東砂 4-20-2
	8	清湘会東砂病院	東砂 7-17-9
	9	東京都立東部療育センター	新砂 3-3-25

資料5 拡声子局設置一覧表

番号	子 局 名 称	所 在 地	番号	子 局 名 称	所 在 地
1	新大橋 1-7 区道	新大橋 1-7	31	潮見運動公園	潮見 1-1-1
2	八名川小学校	新大橋 3-1-15	32	潮見 1-28 区道	潮見 1-28
3	五間堀公園	森下 2-30-7	33	YMCAオリーブ保育園	東雲 1-8-18
4	深川第一中学校	森下 4-9-22	34	東雲小学校	東雲 2-4-11
5	深川小学校	高橋 14-10	35	有明 1-3 区道	有明 1-3
6	清澄 2-14 区道	清澄 2-14	36	有明 1-4 区道	有明 1-4
7	深川図書館	清澄 3-3-39	37	第二辰巳小学校	辰巳 1-1-22
8	深川第六中学校	平野 3-6-13	38	辰巳 1-5 区道	辰巳 1-5
9	深川江戸資料館	白河 1-3-28	39	辰巳の森緑道公園	辰巳 2-1
10	旧白河小学校	白河 1-5-15	40	猿江橋児童遊園	猿江 1-15-9
11	元加賀小学校	白河 4-3-19	41	東川小学校	住吉 1-12-2
12	佐賀町公園	佐賀 1-15-5	42	江東公会堂	住吉 2-28-36
13	中の堀公園	佐賀 2-8-26	43	毛利小学校	毛利 2-2-2
14	深川一丁目児童遊園	深川 1-3-10	44	千田橋橋台敷	千石 1-6
15	深川第二中学校	冬木 22-10	45	川南小学校	千石 2-9-12
16	臨海小学校	門前仲町 1-1-6	46	扇橋小学校	石島 18-5
17	数矢小学校	富岡 1-18-7	47	江東公園	扇橋 2-22-2
18	古石場三丁目公園	古石場 3-1-4	48	平久小学校	木場 1-2-2
19	越中島公園	越中島 1-3-23	49	木場橋橋台敷	木場 3-19
20	都立第三商業高校	越中島 3-3-1	50	南陽小学校	東陽 2-1-20
21	深川第三中学校	越中島 3-7-1	51	東陽区民館	東陽 3-1-2
22	塩浜一丁目公園	塩浜 1-5-5	52	江東区役所	東陽 4-11-28
23	塩浜福祉プラザ	塩浜 2-5-20	53	東陽児童館	東陽 5-16-13
24	塩浜ホーム	塩浜 2-7-17	54	豊住公園	東陽 6-1-13
25	深川第八中学校	塩浜 2-21-14	55	第三亀戸中学校	亀戸 1-12-10
26	枝川一丁目第3アパート	枝川 1-10-3	56	第一亀戸小学校	亀戸 2-5-7
27	枝川区民館	枝川 3-6-16	57	亀戸 3-5 区道	亀戸 3-5
28	豊洲 1-2 区道	豊洲 1-2	58	旧亀島小学校	亀戸 3-36-6
29	豊洲シビックセンター	豊洲 2-2-18	59	香取小学校	亀戸 4-26-22
30	豊洲小学校	豊洲 4-4-4	60	第二亀戸中学校	亀戸 4-51-1

番号	子 局 名 称	所 在 地	番号	子 局 名 称	所 在 地
61	水神小学校	亀戸 5-22-22	91	セントラルグリーンハイツ	東砂 7-5-19
62	亀戸南公園	亀戸 6-18-1	92	東砂福祉会館	東砂 7-15-3
63	第二亀戸小学校	亀戸 6-36-1	93	第二砂町中学校	東砂 8-10-9
64	亀戸東公園	亀戸 7-8-13	94	第二南砂中学校	南砂 1-2-18
65	青少年交流プラザ	亀戸 7-41-16	95	旧南砂西小学校	南砂 2-3-13
66	亀戸中央公園	亀戸 8-2	96	南砂中学校	南砂 2-3-20
67	浅間竪川小学校	亀戸 9-22-4	97	第三砂町中学校	南砂 3-10-3
68	旧第三大島中学校	大島 1-20-20	98	城東南部保健相談所	南砂 4-3-10
69	大島防災公園	大島 2-27-19	99	第三砂町小学校	南砂 6-3-13
70	第一大島小学校	大島 2-41-4	100	城東保育園	南砂 7-9-11
71	第二大島小学校	大島 3-16-2	101	東京地下鉄深川総合運動場	新砂 1-11-5
72	大島子ども家庭支援センター	大島 4-1-37	102	豊洲西小学校	豊洲 5-1-35
73	大島南央小学校	大島 4-18-5	103	砂町水再生センター	新砂 3-9
74	大島中学校	大島 8-12-22	104	新木場 2-2 区道	新木場 2-2
75	大島六丁目団地	大島 6-1	105	新木場 3-7 区道	新木場 3-7
76	第四大島小学校	大島 6-7-8	106	若洲ゴルフ場	若洲 3-1-2
77	大島七丁目公園	大島 7-27	107	若洲キャンプ場	若洲 3-2-1
78	第五大島小学校	大島 8-40-13	108	豊洲北小学校	豊洲 3-6-1
79	大島車両検修場	大島 9-9-40	109	有明小中学校	有明 2-10-1
80	スポーツ会館	北砂 1-2-9	110	グランチャ東雲	東雲 1-9-46
81	北砂二丁目公園	北砂 2-9-14	111	深川北スポーツセンター	平野 3-2-20
82	砂町小学校	北砂 4-13-23	112	亀戸中学校	亀戸 9-2-2
83	亀高小学校	北砂 5-20-16	113	東雲水辺公園	東雲 1-9-58
84	小名木川小学校	北砂 5-22-10	114	豊洲六丁目公園	豊洲 6-2-35
85	第六砂町小学校	北砂 6-26-6	115	東陽小学校	東陽 3-27-12
86	北砂七丁目住宅	北砂 7-2-3	116	深川第四中学校	千石 1-12-25
87	東砂小学校	東砂 2-12-14	117	辰巳の森緑道公園北	辰巳 2-1
88	東砂第二児童館	東砂 2-13-13	118	有明西学園	有明 1-7-13
89	第七砂町小学校	東砂 3-21-5	119	新木場 2 - 1 0 区道	新木場 2-10
90	愛育メディカルセンター	東砂 4-20-2	120	新木場 2 - 8 区道	新木場 2-8

番号	子 局 名 称	所 在 地	番号	子 局 名 称	所 在 地
121	新木場 3－2 区道	新木場 3-2	153	総合区民センター	大島 4-5-1
122	新木場 3－9 区道	新木場 3-9	154	有明石と光の広場	有明 3-7
123	新木場一丁目緑地公園	新木場 1-10	155	荒川ロックゲート	東砂 2-17 先
124	MIWA 木場公園保育園	木場 4-1-65	156	東砂五丁目河川敷	東砂 5-15 先
125	辰巳 2－7 区道	辰巳 2-7	157	新木場駅前	新木場 1-18
126	潮見 2－9 区道	潮見 2-9	158	新江東清掃工場	夢の島 3-1-1
127	新砂のぞみ公園	新砂 3-3-47	159	若洲本社ビル	若洲 2-3-7
128	金森公園	南砂 5-19-13	160	有明清掃工場	有明 2-3-10
129	白河児童遊園	白河 3-16-2	161	有明清掃工場サブステーション	青海 1-3-29
130	猿江二丁目公園	猿江 2-3-10	162	ワールド流通センター	青海 3-2-17
131	永代公園	永代 1-7-8	163	出光興産(株)東京油槽所	若洲 2-9-2
132	古石場福祉会館	古石場 1-11-11	164	有明四丁目北付近	有明 4
133	枝川橋第三児童遊園	枝川 2-4-17	165	10 号地埠頭その 2（南部）	有明 4-7-28
134	清水橋児童遊園	毛利 2-13-43	166	辰巳埠頭	辰巳 3-21-16
135	カメラプラザ	亀戸 2-19-1	167	青海三丁目付近	青海 3
136	亀戸第三保育園	亀戸 1-24-1	168	青海南ふ頭公園	青海 2-8
137	大島幼稚園	大島 5-38-1	169	青海中央ふ頭公園	青海 4-1
138	東大島文化センター	大島 8-32-14	170	有明三丁目（南部）	有明 3-24
139	北砂一丁目公園	北砂 1-1	171	夢の島総合運動場	夢の島 1-1
140	北砂二丁目区道	北砂 1-19-5	172	環境局中防合同庁舎	海の森 2-4-76
141	松島橋児童遊園	南砂 1-21-12	173	海の森公園北	海の森 3
142	北砂五丁目団地	北砂 5-20	174	海の森公園南	海の森 3-6
143	巴橋橋台敷	牡丹 2-13		以上 全 1 7 4 箇所	
144	東陽一丁目南児童遊園	東陽 1-1-3			
145	亀戸梅屋敷	亀戸 4-18			
146	砂町文化センター	北砂 5-1-32			
147	新砂保育園	新砂 3-3-11			
148	浜園公園	塩浜 1-4-4			
149	塩浜二丁目第二公園	塩浜 2-17-8			
150	東陽図書館南遊歩道	東陽 2-3-6			
151	南砂三丁目児童遊園	南砂 3-1-5			
152	東雲二丁目公園	東雲 2-7-6			

防災行政無線（同報無線）

拡声子局 174 局		
1	白 河 地 区	13 局
2	富 岡 〃	13 局
3	豊 洲 〃	45 局
4	小松橋 〃	11 局
5	東 陽 〃	11 局
6	亀 戸 〃	17 局
7	大 島 〃	15 局
8	砂 町 〃	18 局
9	南 砂 〃	31 局

（※豊洲地区に海の森設置子局を含む）

防災行政無線（移動系）

移動局 265 局		
1	庁内・区施設	54 局
2	庁有車等	11 局
3	区出張所等	8 局
4	保健所等	5 局
5	道路事務所等	2 局
6	拠点避難所	136 局
7	指定地方行政機関	2 局
8	東京都	6 局
9	警察署等	4 局
10	消防署等	3 局
11	指定公共機関	5 局
12	指定地方公共機関	3 局
13	公共的団体	14 局
14	協定団体	12 局

防 災 セ ン タ ー	同 報 無 線 基 地 局
	移 動 系 基 地 局

資料 7 備蓄物資一覧表

令和 7 年 4 月 1 日現在

品 名 (規 格)		区で購入した物資	都からの寄託 (配備) 物資	摘 要	
食料品 (9 品目)	1 クラッカー	399,750食	24,020食	学校配備	140,000食
	2 アルファ化米 五目御飯 白米 わかめ	169,700食	40,000食	学校配備	91,000食
		119,000食	600食	学校配備	62,000食
		41,300食	7,000食	学校配備	29,000食
	3 リゾット 和風 カレー	41,300食			
		38,700食			
	4 おかゆ	16,000食	11,000食		
	5 副食 カレー	86,500食			
	6 ゼリー	13,760個		100g	
生活必需品 (26 品目)	7 粉ミルク 一般 アレルギー対応	968缶		800 g 入	
		208缶		800 g 入	
	8 液体ミルク	3,456缶		200mL入	
	9 保存水	19,752L		500mL	39,504本
	1 哺乳瓶	3,600本			
	2 加熱剤	70,000組			
	3 割り箸	120,000膳		学校配備	69,000膳
	4 スプーン	2,500本			
	5 アルミ皿	39,240枚		学校配備	24,520枚
	6 ポリコップ	135,000個		学校配備	35,000個
	7 ポリ袋	7,200枚		学校配備	
	8 ラップフィルム	730巻		学校配備	
	9 ポリタンク 100 200	720個		学校配備	
		310個			
	10 ビニールバケツ 30 180	20,600個		学校配備	10,500個
		114個			
	11 肌着 U首シャツ ブリーフ ショーツ	22,480着			
		11,600着			
		13,700着			
	12 授乳服	860着		学校配備	690着
	13 生理用品	102,600枚		学校配備	43,200枚
	14 紙おむつ 子供用M 子供用L 大人用M 大人用L	21,760枚		学校配備	18,432枚
		22,080枚			
		7,480枚		学校配備	6,336枚
		7,568枚			
	15 石鹸	17,100個			
	16 タオル	51,100本			
	17 毛布	56,000枚	10,465枚	学校配備	40,000枚
	18 寝袋	4,000枚			
	19 ゴザ	46,000枚		学校配備	12,760枚
	20 携帯トイレ	185,400回分		学校配備	138,000回分
	21 仮設トイレ テント式 パネル式 ラップ式 クワトロ (男性小便器)	166基		学校配備	166基
		147基		学校配備	143基
		98基		学校配備	72基
		74基		学校配備	72基
	22 トイレットペーパー	4,104巻		学校配備	1,728巻
	23 ポケットティッシュ	51,840個		学校配備	
	24 簡易風呂 (シャワー付)		4基		

	25 カーペット		9,435枚	
	26 ウエットティッシュ	172,000個		

品 名 (規 格)		区で購入した物資	都からの寄託 (配備) 物資	摘 要
資機材関係 (44品目)	1 炊出釜	5台		日本赤十字社より配備
	2 造水機	2基		
	3 ろ水機 電動ポンプ式	72基		学校配備
	4 煮炊きバーナー兼暖房機	144基		学校配備
	5 飲料用組立水槽	89個		学校配備 72個
	6 車積型給水槽	18個		
	7 ハンドマイク	40台		
	8 発電機 ガソリン 軽油	104台		学校配備 72台
		48台		学校配備 (体育館用)
	9 ガソリン携行缶 10ℓ	161缶		学校配備 144缶
	10 ガソリン缶詰 一箱10×4缶	146箱		学校配備
	11 軽油缶詰 一箱10×4缶	1,200箱		学校配備 (体育館用)
	12 灯油缶詰 一箱10×8缶	73箱		学校配備
	13 コードリール	210台		学校配備 144台
	14 照明器具 投光機 蛍光灯36W 懐中電灯	197台		学校配備 144台
		546台		学校配備 420台
		534個		学校配備 359個
	15 救助用ロープ	60本		
	16 救助用工具セット ※内訳は次頁欄外	69セット		学校配備
	17 ヘルメット	828個		学校配備
	18 テント 集会テント 〃 ロッジ型テント ワンタッチテント	40張		
		4張		日本赤十字社より配備
			50張	
		365張		学校配備
	19 リヤカー	72台		学校配備 33台
	20 担架	21台		
	21 防災備蓄用ラジオ	7,752個		学校配備 3,456個
	22 乾電池	1,200本		単一・単二・単三 各400
	23 ゴムボート 6人乗 ポンプ付	2艇		
	24 ボート FRP 組立式FRP	20隻		
		12隻		
	25 船外機	24台		
	26 丸ノコ	9台		
	27 チェーンソー	9台		
	28 ビニールシート	22,700枚		学校配備 11,700枚
	29 ベビーベッド (平常時とび箱・教育委員会管理)	12台		学校配備 (小学校のみ)
	30 プラベッド	430台		
	31 搬送袋	500袋		
	32 受水槽直結応急給水器材	70セット		学校配備
	33 応急給水用・消火用資器材 (消火栓用)		96セット	学校配備 68セット
	34 応急給水用資機材 (応急給水栓用)		55セット	学校配備

35 除菌・抗菌剤	1,120L		学校配備
36 緊急災害用救護マット	144枚		学校配備
37 マスク	451,600枚		学校配備 136,620枚
38 非接触型温度計	200台		学校配備 138台
39 避難所用間仕切り（テント型）天幕あり 天幕なし	8,788基		学校配備 3,588基
	73基		日本赤十字社より配備
40 消毒液	850本		学校配備 690本
41 フェイスシールドマスク	340枚		学校配備 276枚
42 ビニール手袋	6,800枚		学校配備 5,520枚
43 ポリコート	850枚		学校配備 690枚
44 ガス発電機	39台		

※16救助用工具セット 内訳（1セットあたり）

工具袋・台車1セット、シャベル1本、番線カッター1本、バール3本、万能斧1本、トラロープ4本、折込み鋸1本、両口ハンマー1本、機械工具1セット、ジャッキ1個、すべり止め軍手41双、ゴーグル5個、ヘッドライト5個、防塵マスク（DS2）20枚入×3箱

資料 8 防災倉庫及び給水所等一覧

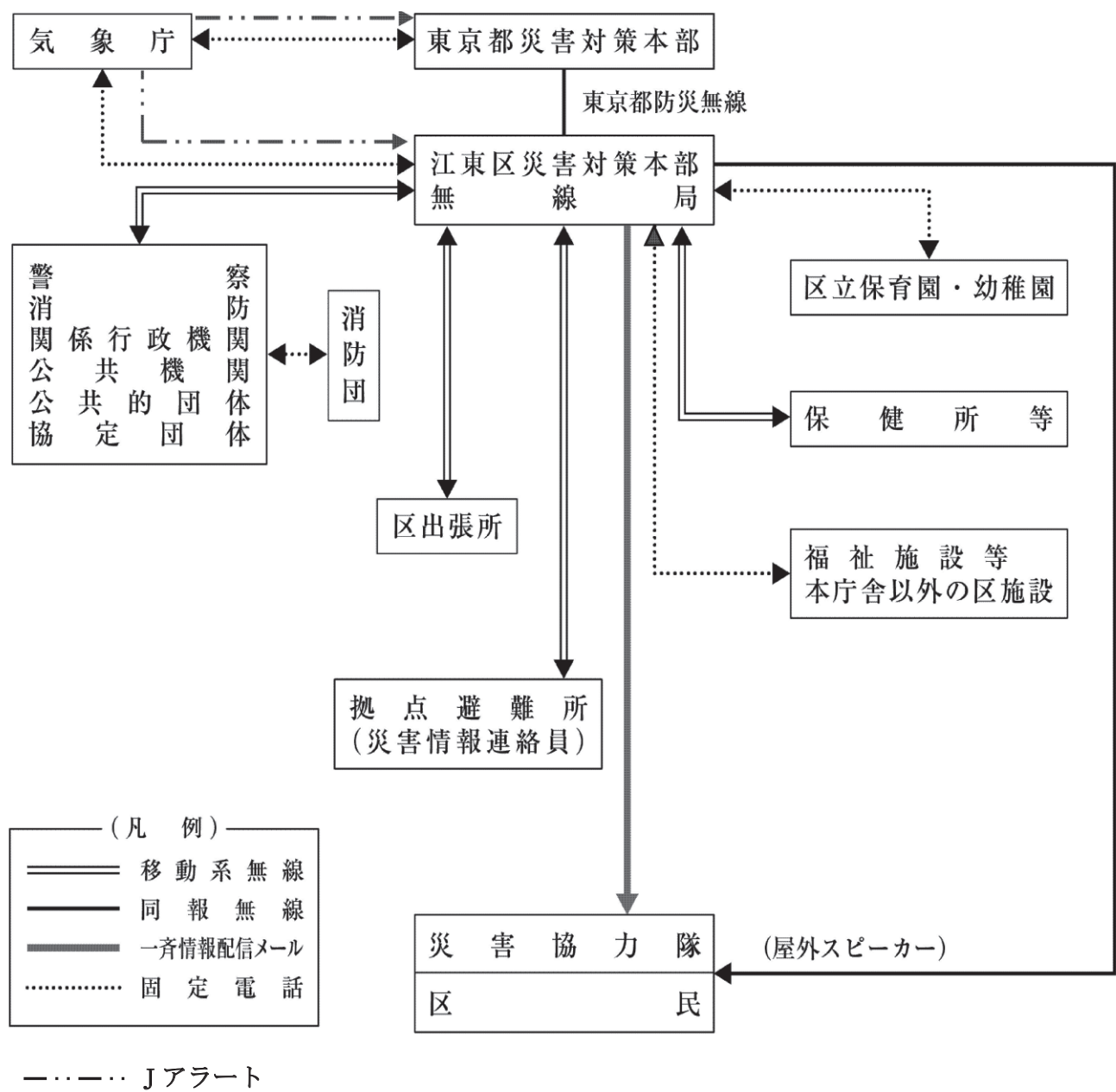
(1) 防災倉庫

施 設 名	所 在 地		面 積
本庁舎防災倉庫	東陽 4-11-28	区役所庁舎 2 階	66.4 m ²
		区役所庁舎 地下 1 階	57.3 m ²
		防災センター 1 階	70.0 m ²
清澄防災倉庫	清澄 3-2-1		200.9 m ²
平野防災倉庫	平野 4-3-11		216.0 m ²
富岡防災倉庫	富岡 2-7-2		187.7 m ²
富岡第二防災倉庫	富岡 2-8-11		99.6 m ²
江東区中央防災倉庫	塩浜 1-3-14		864.0 m ²
豊洲シビックセンター防災倉庫	豊洲 2-2-18	豊洲シビックセンター2 階・地下 1 階	180.85 m ²
東雲防災倉庫	東雲 2-4-4-103	都営住宅 1 階	52.0 m ²
有明防災倉庫	有明 2-3-5	有明スポーツセンター1 階・地下 1 階	592.7 m ²
潮見防災倉庫	潮見 1-2-1	水辺と緑の事務所 1 階	187.0 m ²
千田防災倉庫	千田 21-14		267.7 m ²
木場防災倉庫	木場 3-9		54.0 m ²
東陽第二防災倉庫	東陽 3-1-2	東陽区民館 2 階	201.7 m ²
亀戸防災倉庫	亀戸 2-1-21	民間住宅 1 階	188.26 m ²
亀戸第二防災倉庫	亀戸 8-22-1	亀戸スポーツセンター 1 階	111.7 m ²
亀島防災倉庫	亀戸 3-36-5	特別養護老人ホームカメリア 1 階	50.2 m ²
西大島防災倉庫	大島 2-2-20	民間住宅 1 階	247.75 m ²
総合区民センター防災倉庫	大島 4-5-1	総合区民センター 3 階	47.0 m ²
大島防災倉庫	大島 5-40-11		299.64 m ²
東大島防災倉庫	大島 9-4-2-102	民間住宅 1 階	152.8 m ²
東大島第二防災倉庫	大島 8-33-9	東大島文化センター別棟	121.4 m ²
北砂防災倉庫	北砂 5-20-14	北砂 5 丁目団地 2 階	192.0 m ²
東砂防災倉庫	東砂 2-12-14	東砂小学校敷地内	202.0 m ²
南砂防災倉庫	南砂 6-8-3	南砂出張所 2 階	244.2 m ²
新木場防災倉庫	新木場 4-4-21	東京地下鉄株総合研修訓練センター 保守棟 1 階	200.0 m ²

(2) 給水所及び応急給水層

施 設 名	所 在 地	確保水量	30を基準とした人数分
亀戸給水所	亀戸 2-6-50 亀戸野球場内	20,000 m ³	約 6,660,000 人分
豊住給水所	東陽 6-1-8 豊住公園内	13,300	約 4,430,000
江東給水所	新砂 3-6-17	22,000	約 7,330,000
有明給水所	有明 3-1-8 東京都水の科学館内	6,600	約 2,200,000
南砂応急給水槽	南砂 3-14-21 南砂三丁目公園内	1,500	約 500,000
辰巳応急給水槽	辰巳 2-1 辰巳の森海浜公園内	1,500	約 500,000
大島小松川応急給水槽	江戸川区小松川 1-7 都立大島小松川公園内	1,500	約 500,000

資料 9 災害時における予報・警報等連絡系統図



※移動系無線が輻輳等により通信困難な場合には、災害時優先電話等の代替手段を活用する。

資料10 関係機関一覧表

令和7年4月1日現在

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
江東区役所	江東区東陽 4-11-28	(3647) 9111
総合区民センター	〃 大島 4-5-1	(3637) 2261
白河出張所	〃 白河 1-3-28	(3642) 4456
富岡 〃	〃 富岡 1-16-12	(3642) 8306
豊洲特別出張所	〃 豊洲 2-2-18	(3531) 6316
小松橋出張所	〃 扇橋 2-1-5	(5606) 5581
亀戸 〃	〃 亀戸 2-19-1	(3683) 3734
大島 〃	〃 大島 4-5-1	(3637) 2451
砂町 〃	〃 北砂 4-7-3	(3644) 2181
南砂 〃	〃 南砂 6-8-3	(3640) 5355
警視庁第七方面本部	江東区新木場 4-2-31	(5569) 0110
深川警察署	〃 木場 3-18-6	(3641) 0110
城東警察署	〃 北砂 2-1-24	(3699) 0110
東京湾岸警察署	〃 青海 2-7-1	(3570) 0110
海上保安庁東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	(5564) 2021
陸上自衛隊第一普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	(3933) 1161
東京消防庁第七消防方面本部	江東区森下 5-1-4	(3633) 0119
深川消防署	〃 木場 3-18-10	(3642) 0119
〃 有明分署	〃 有明 1-2-43	(3529) 0119
〃 永代出張所	〃 永代 2-12-3	(3630) 0119
〃 豊洲出張所	〃 豊洲 2-2-23	(3531) 0119
〃 枝川出張所	〃 枝川 3-2-1	(3647) 0119
〃 森下出張所	〃 森下 5-1-4	(3631) 0119

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
城東消防署	江東区亀戸 6-42-9	(3637) 0119
〃 大島出張所	〃 大島 5-46-5	(3636) 0119
〃 東砂出張所	〃 東砂 7-11-15	(3640) 0119
〃 砂町出張所	〃 新砂 3-1-1	(3648) 0119
臨港消防署	中央区晴海 5-8-20	(3534) 0119
江東区保健所	江東区東陽 2-1-1	(3647) 5855
深川保健相談所	〃 白河 3-4-3-301	(3641) 1181
城東 〃	〃 大島 3-1-3	(3637) 6521
深川南部 〃	〃 枝川 1-8-15-102	(5632) 2291
城東南部 〃	〃 南砂 4-3-10	(5606) 5001
(公社) 江東区医師会	〃 東陽 5-31-18 医師会館	(3649) 1411
(一社) 東京都江東区歯科医師会	〃 海辺 13-1	(3649) 0780
江東区清掃事務所	江東区潮見 1-29-7	(3644) 6216
水道局東部第一支所江東営業所	江東区新砂 1-7-2	(5633) 9053
下水道局東部第一下水道事務所	〃 東陽 7-1-14	(3645) 9641
東日本電信電話(株)東京事業部東京東支店	台東区上野 5-24-11 NTT 上野ビル別館 2F	(5846) 8762
東京電力パワーグリッド(株)江東支社	江東区大島 3-4-5	(6375) 1553
東京ガス(株)東部導管事業部	荒川区南千住 3-13-1 東京ガス千住ビル A 館 3F	(5604) 8060
交通局深川自動車営業所	江東区東雲 2-7-41	(3529) 3322
関東地方整備局荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	(3902) 2311
第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11	(3692) 4574
江東治水事務所	〃	(3692) 4832
東京港建設事務所高潮対策センター	江東区辰巳 1-1-33	(3521) 3013

資料11 江東区災害協力隊地区別隊数一覽

令和7年6月1日現在

		災害協力隊数	隊 員 数	世 帯 数
深川地区	白河地区	30 隊	1,035 人	18,889 世帯
	富岡 〃	28 隊	805 人	13,794 世帯
	豊洲 〃	72 隊	1,946 人	36,183 世帯
	小松橋 〃	17 隊	666 人	13,622 世帯
	東陽 〃	24 隊	655 人	16,794 世帯
	小 計	171 隊	5,107 人	99,282 世帯
城東地区	亀戸地区	32 隊	798 人	23,412 世帯
	大島 〃	30 隊	818 人	22,926 世帯
	砂町 〃	52 隊	1,067 人	24,640 世帯
	南砂 〃	43 隊	769 人	15,587 世帯
	小 計	157 隊	3,452 人	86,565 世帯
合 計		328 隊	8,559 人	185,847 世帯

資料12 自主避難施設一覧表

令和7年4月1日現在

	自主避難施設名	所在地	電話番号
1	スポーツ会館	北砂 1-2-9	(3649) 1701
2	深川スポーツセンター	越中島 1-2-18	(3820) 5881
3	亀戸スポーツセンター	亀戸 8-22-1	(5609) 9571
4	有明スポーツセンター	有明 2-3-5	(3528) 0191
5	東砂スポーツセンター	東砂 4-24-1	(5606) 3171
6	深川北スポーツセンター	平野 3-2-20	(3820) 8730
7	江東区文化センター	東陽 4-11-3	(3644) 8111
8	森下文化センター	森下 3-12-17	(5600) 8666
9	古石場文化センター	古石場 2-13-2	(5620) 0224
10	豊洲文化センター（豊洲シビックセンター）	豊洲 2-2-18	(3536) 5061
11	亀戸文化センター	亀戸 2-19-1	(5626) 2121
12	東大島文化センター	大島 8-33-9	(3681) 6331
13	砂町文化センター	北砂 5-1-7	(3640) 1751
14	総合区民センター	大島 4-5-1	(3637) 2261

(※) 自主避難施設は、水害の発生が懸念される場合において、自主的な避難を希望する方を受け入れる施設で、気象状況等により区が開設を判断します。

(※) 被害の拡大又は避難者の増加等により、区が災害対策本部を設置して避難所の開設を決定した場合、開設中の自主避難施設は避難所に移行するものとし、区民の受入れを継続します。

(※) スポーツ会館は改修工事のため、令和6年10月から令和8年3月（予定）については、休館します。

資料13 拠点避難所の電話番号一覧表

令和7年4月1日現在

拠点避難所名	所在地	電話	拠点避難所名	所在地	電話
明治小学校	深川 2-17-26	(3641) 0550	辰巳小学校	辰巳 1-11-1	(3521) 1164
深川小学校	高橋 14-10	(3631) 2209	第二辰巳小学校	辰巳 1-1-22	(3521) 3803
八名川小学校	新大橋 3-1-15	(3631) 2260	第一亀戸小学校	亀戸 2-5-7	(3684) 4300
臨海小学校	門前仲町 1-1-6	(3641) 0403	第二亀戸小学校	亀戸 6-36-1	(3684) 4303
越中島小学校	越中島 3-6-38	(3643) 9650	香取小学校	亀戸 4-26-22	(3684) 4306
数矢小学校	富岡 1-18-7	(3642) 0476	浅間堅川小学校	亀戸 9-22-4	(3684) 4311
平久小学校	木場 1-2-2	(3644) 0374	水神小学校	亀戸 5-22-22	(3681) 1952
東陽小学校	東陽 3-27-12	(3644) 0406	第一大島小学校	大島 2-41-4	(3684) 4312
南陽小学校	東陽 2-1-20	(3649) 3461	第二大島小学校	大島 3-16-2	(3684) 4315
川南小学校	千石 2-9-12	(3647) 0574	第三大島小学校	大島 9-5-3	(3681) 9204
扇橋小学校	石島 18-5	(3647) 0571	第四大島小学校	大島 6-7-8	(3681) 9935
元加賀小学校	白河 4-3-19	(3641) 0601	第五大島小学校	大島 8-40-13	(3681) 5011
毛利小学校	毛利 2-2-2	(3631) 1647	大島南央小学校	大島 4-18-5	(3636) 2116
東川小学校	住吉 1-12-2	(3631) 5508	砂町小学校	北砂 4-13-23	(3644) 0703
豊洲小学校	豊洲 4-4-4	(3531) 7788	第二砂町小学校	東砂 7-17-30	(3640) 5322
豊洲西小学校	豊洲 5-1-35	(3534) 2821	第三砂町小学校	南砂 6-3-13	(3646) 4471
豊洲北小学校	豊洲 3-6-1	(3533) 9862	第四砂町小学校	南砂 2-13-18	(3644) 0348
東雲小学校	東雲 2-4-11	(3529) 1451	第五砂町小学校	東砂 8-11-5	(3646) 4474
有明小学校	有明 2-10-1	(3527) 5101	第六砂町小学校	北砂 6-26-6	(3646) 4462
枝川小学校	枝川 3-5-3	(3644) 4941	第七砂町小学校	東砂 3-21-5	(3644) 0543

拠点避難所名	所 在 地	電 話	拠点避難所名	所 在 地	電 話
小名木川小学校	北砂 5-22-10	(3644) 2029	辰巳中学校	辰巳 1-10-57	(3521) 8581
東砂小学校	東砂 2-12-14	(3648) 5818	東陽中学校	東陽 2-1-8	(3645) 2381
北砂小学校	北砂 1-3-36	(3649) 3463	亀戸中学校	亀戸 9-2-2	(3681) 0246
南砂小学校	南砂 2-3-21	(3645) 5008	第二亀戸中学校	亀戸 4-51-1	(3681) 7906
亀高小学校	北砂 5-20-16	(3640) 5324	第三亀戸中学校	亀戸 1-12-10	(3684) 4320
深川第一中学校	森下 4-9-22	(3631) 3241	大島中学校	大島 8-12-22	(3684) 4321
深川第二中学校	冬木 22-10	(3641) 2877	第二大島中学校	大島 3-27-18	(3685) 1681
深川第三中学校	越中島 3-7-1	(3641) 5948	大島西中学校	大島 4-1-23	(3636) 4591
深川第四中学校	千石 1-12-12	(3644) 3077	砂町中学校	北砂 6-16-28	(3644) 3096
深川第五中学校	豊洲 4-11-18	(3531) 7785	第二砂町中学校	東砂 8-10-9	(3646) 4464
深川第六中学校	平野 3-6-13	(3642) 4868	第三砂町中学校	南砂 3-10-3	(3646) 4477
深川第七中学校	毛利 1-14-1	(3631) 5990	第四砂町中学校	北砂 5-20-17	(3644) 0569
深川第八中学校	塩浜 2-21-14	(3647) 0581	南砂中学校	南砂 2-3-20	(3649) 2152
有明中学校	有明 2-10-1	(3527) 8261	第二南砂中学校	南砂 1-2-18	(3699) 1591
			有明西学園	有明 1-7-13	(3527) 6401 (3527) 6403

(※) 小名木川小学校は改築工事のため、令和 6 年 12 月から令和 9 年 8 月（予定）については、仮校舎の旧大島南小学校（大島 5-52-15）に移転する。

東雲小学校は改築工事のため、令和 7 年 8 月から令和 8 年 8 月（予定）については、仮校舎の旧南砂西小学校（南砂 2-3-13）に移転する。

資料14 災害協力隊拠点避難所割当て一覧（拠点避難所別）

令和7年6月1日現在

白河地区

No.	災害協力隊名	世帯数
深川小学校（高橋 14-10）		
1	森下2丁目町会	900
2	森下3丁目町会	1,250
3	高森町会	750
4	森下3丁目アパート自治会	97
八名川小学校（新大橋 3-1-15）		
5	常盤1丁目町会	520
6	常盤2丁目町会	430
7	新大橋1丁目町会	1,350
8	新大橋2丁目町会	721
9	新大橋3丁目町会	985
10	森下1丁目町会	700
元加賀小学校（白河 4-3-19）		
11	三好4丁目町会	1,094
12	白河3丁目町会	1,100
13	白河4丁目町会	96
14	プラザ元加賀	673
深川第一中学校（森下 4-9-22）		
15	森下4丁目町会	1,165
16	森下5丁目町会	760
深川第六中学校（平野 3-6-13）		
17	平野3丁目町会	200
18	平野4丁目町会	125
19	三好1丁目町会	213
20	三好2丁目町会	400
21	三好3丁目町会	550
22	白河1丁目町会	422
23	都営白河アパート自治会	110
24	白河2丁目町会	950

富岡地区

No.	災害協力隊名	世帯数
明治小学校（深川 2-17-26）		
1	清澄1丁目町会	898
2	清澄2丁目町会	450
3	清澄3丁目北部町会	180

4	清澄3丁目南町会	180
5	佐賀町会	1,485
6	深川福住町会	920
7	深川1丁目町会	900
8	深川2丁目北町会	900
9	深川2丁目南町会	270
臨海小学校（門前仲町 1-1-6）		
10	永代1丁目町会	350
11	永代2丁目町会	410
12	永代2丁目南町会	200
13	門前仲町1丁目町会	762
14	牡丹町1丁目町会	330
15	ルネ門前仲町管理組合	466
16	門前仲町スカイハイツ自治会	240
越中島小学校（越中島 3-6-38）		
17	越中島三丁目アパート自治会	131
18	公社越中島住宅自治会	102
19	越中島三丁目ハイツ	464
20	ファミリー浜園	466
21	ニュートンプレイス	989
数矢小学校（富岡 1-18-7）		
22	門前仲町2丁目町会	230
23	富岡1丁目町会	910
24	富岡2丁目町会	750
25	木場2丁目町会	1,250
26	木場3丁目町会	1,400
深川第二中学校（冬木 22-10）		
27	平野1丁目町会	520
28	平野2丁目町会	1,100
29	冬木町会	650
深川第三中学校（越中島 3-7-1）		
30	牡丹2・3丁目町会	750
31	古石場1丁目西町会	120
32	古石場1丁目東町会	184
33	古石場2丁目町会	280
34	越中島町会	731
35	ウエルタワー深川	300

豊洲地区

No.	災害協力隊名	世帯数
豊洲小学校（豊洲 4-4-4）		
1	豊洲町会	688
2	豊洲 4 丁目アパート自治会	350
豊洲西小学校（豊洲 5-1-35）		
3	都営豊洲 5 丁目団地自治会	189
4	グランアルト豊洲	293
5	豊洲シエルタワー	592
6	メトロコープ第一豊洲	73
7	メトロコープ第二豊洲	102
8	オーベルグランディオ ベイ・フロント	247
9	ベイズタワー&ガーデン管理組合	550
10	スカイズ	1,110
11	パークホームズ豊洲ザレジデンス	692
豊洲北小学校（豊洲 3-6-1）		
12	都営豊洲 1 丁目アパート自治会	130
13	シティコープ豊洲自治会	132
14	コスモ・ザ・キャナル東京イースト	191
15	豊洲ハイライズ	280
16	THE TOYOSU TOWER	825
17	ザ・シンボル	850
18	ザ・ツイン	1,063
19	キャナルワーフタワーズ	499
20	アーバンドックパークシティ豊洲	1,481
東雲小学校（東雲 2-4-11）		
21	東雲 1 丁目町会	240
22	東雲 1 号館自治会	170
23	東雲団地自治会	155
24	東雲団地 3 号棟自治会	134
25	東雲 1 丁目 6・7 号棟自治会	54
26	東雲 2 丁目町会	826
27	東雲都橋公社自治会	220
28	都営東雲 2 丁目団地 3 号棟自治会	102
29	都営東雲 2 丁目アパート 4 号棟自治会	308
30	東雲 2 丁目第 2 自治会	320
31	Be CITY	320
32	パークタワー東雲	585
33	プラウドシティ東雲キャナルマークス	472
有明小中学校（有明 2-10-1）		

34	オリゾンマーレ	396
35	ガレリア・グランデ	413
36	シティタワーズ東京ベイ	1,539
枝川小学校（枝川 3-5-3）		
37	枝川 1 丁目町会	230
38	枝川 2・3 丁目町会	1,670
39	潮見 1・2 丁目町会	1,300
40	クレストフォールム東京ビューフォート	267
辰巳小学校（辰巳 1-11-1）		
41	辰巳団地自治会	2,100
第二辰巳小学校（辰巳 1-1-22）		
42	トーア辰巳マンション	289
43	W コンフォートタワーズ	1,149
44	アップルタワー〈東京キャナルコート〉	440
45	BEACON Tower Residence 管理組合	440
46	キャナルファーストタワー	415
47	トーア南晴海マンション	145
48	ブリリア辰巳キャナルテラス	232
49	プラウドタワー東雲キャナルコート	600
深川第五中学校（豊洲 4-11-18）		
50	プライヴブルー東京	513
51	スターコート豊洲	740
52	東京フロントコート	981
深川第八中学校（塩浜 2-21-14）		
53	塩浜 1 丁目町会	800
54	塩浜公社自治会	96
55	塩浜 2 丁目町会	279
56	ニューライフマンション木場自治会	242
57	都営塩浜第二アパート自治会	171
58	塩浜自治会	107
59	塩浜東町会	400
60	江東塩浜社宅自治会	106
61	睦第三自治会	67
62	都営塩浜 2 丁目第 4 団地自治会	182
63	汐浜サンハイツ	200
64	クリオレジダンス東京	484
辰巳中学校（辰巳 1-10-57）		
65	公社あけぼの自治会	290
有明西学園（有明 1-7-13）		
66	ブリリア・マーレ有明	1,085

67	Brillia 有明 Sky Tower	1,091
68	Brillia 有明 City Tower	600
69	Brillia 有明 MID CROSS	300

小松橋地区

No.	災害協力隊名	世帯数
川南小学校（千石 2-9-12）		
1	千石 2・3 丁目町会	1,501
2	海辺町会	690
3	扇橋 3 丁目町会	940
4	ジースクエア	596
扇橋小学校（石島 18-5）		
5	石島町会	645
6	千田町会	720
7	扇橋 1 丁目町会	1,000
8	扇橋 2 丁目町会	925
毛利小学校（毛利 2-2-2）		
9	毛利町会	750
東川小学校（住吉 1-12-2）		
10	猿江 1 丁目町会	1,150
11	猿江 2 丁目町会	875
12	住吉 1 丁目町会	990
13	イトーピア住吉マンション	211
深川第四中学校（千石 1-12-12）		
14	千石 1 丁目町会	800
15	シティコープ千石	209
深川第七中学校（毛利 1-14-1）		
16	住利町会	350
17	住吉 2 丁目町会	1,270

東陽地区

No.	災害協力隊名	世帯数
平久小学校（木場 1-2-2）		
1	古石場琴平町会	655
2	木場一・六町会	1,000
3	木場 2 丁目団地自治会	180
4	木場 5 丁目町会	908
東陽小学校（東陽 3-27-12）		
5	東陽 3 丁目町会	463

6	東陽 3 丁目東町会	711
7	東陽 4 丁目町会	700
8	東陽第二自治会	180
9	メトロハイツ東陽管理組合自治会	253
10	東陽 4 丁目第 2 秀和自治会	198
11	東陽町ハイホーム自治会	340
12	東陽町住宅管理組合自治会	390
13	東陽 5 丁目西町会	450
14	東陽 5 丁目東町会	620
15	秀和第三東陽町レジデンス自治会	151
16	東陽 6・7 丁目町会	950
17	グランヒルズ東陽町	146
18	秀和東陽町レジデンス	151
南陽小学校（東陽 2-1-20）		
19	リゾセントラルコート東陽町	126
20	東陽 2 丁目町会	2,904
21	ファミリータウン東陽	777
東陽中学校（東陽 2-1-8）		
22	東陽 1 丁目町会	2,200
23	五葉会	127

亀戸地区

No.	災害協力隊名	世帯数
第一亀戸小学校（亀戸 2-5-7）		
1	亀戸 2 丁目町会	1,551
2	亀戸 2 丁目団地自治会	806
3	亀戸 2 丁目団地管理組合自治会	620
第二亀戸小学校（亀戸 6-36-1）		
4	亀戸西六町会	1,200
5	亀戸 6 丁目東町会	2,100
6	都営亀戸 6 丁目アパート自治会	57
香取小学校（亀戸 4-26-22）		
7	亀戸 3 丁目天神町会	850
8	亀戸 3 丁目三和町会	350
9	亀戸 3 丁目東町会	830
10	亀戸 3 丁目宮元町会	535
11	亀戸 4 丁目町会	1,800
浅間堅川小学校（亀戸 9-22-4）		
12	亀戸 7 丁目北部町会	450
13	亀戸 9 丁目町会	1,800

14	日商岩井亀戸マンション自治会	393
15	亀戸9丁目公社自治会	351
16	都営亀戸9丁目2号棟自治会	200
水神小学校（亀戸5-22-22）		
17	亀戸5丁目町会	2,700
18	マークス亀戸自治会	209
亀戸中学校（亀戸9-2-2）		
19	亀戸7丁目南部町会	1,150
20	カーサ第1亀戸自治会	256
21	友和会	34
22	亀七都住3号棟自治会	35
23	亀戸7丁目8号棟自治会	130
24	亀七西部自治会	300
25	亀戸7丁目12号棟自治会	300
26	ラフィーネハイツ自治会	195
27	ソラネットシティ	450
28	ソレア・クワイエ	287
第二亀戸中学校（亀戸4-51-1）		
29	亀戸8丁目町会	1,380
第三亀戸中学校（亀戸1-12-10）		
30	亀戸1丁目町会	1,850

大島地区

No.	災害協力隊名	世帯数
第一大島小学校（大島2-41-4）		
1	大島1丁目町会	1,706
2	大島2丁目町会	2,250
3	ジュネシオン小名木	116
第二大島小学校（大島3-16-2）		
4	大島3丁目町会	1,718
第三大島小学校（大島9-5-3）		
5	大島7丁目町会	650
6	トーカンマンション大島管理組合自治会	262
7	トーカンマンション大島C棟自治会	133
8	新六ノ橋町会	1,700
9	大島7丁目団地自治会	520
10	都営大島9丁目自治会	232
第四大島小学校（大島6-7-8）		
11	大島中央町会	1,680
12	都営大島6丁目アパート自治会	157

第五大島小学校（大島8-40-13）		
13	大島東町会	2,300
14	イトーピア東大島マンション自治会	453
15	大島8丁目第一親和会	66
16	ブルージュ東大島自治会	133
大島南央小学校（大島4-18-5）		
17	大島4丁目町会	400
18	大島4丁目都住自治会	158
19	大島5丁目町会	1,500
20	都営大島5丁目第2アパート新栄自治会	182
21	第七大島自治会	55
22	都営大島5丁目第2アパート親和自治会	137
23	大島5丁目友和自治会	195
24	区営大島5丁目住宅自治会	56
大島中学校（大島8-12-22）		
25	大島8丁目第2団地自治会	290
26	大島8丁目第3団地自治会	120
第二大島中学校（大島3-27-18）		
27	大島3丁目団地自治会	290
28	大島6丁目団地自治会	2,880
大島西中学校（大島4-1-23）		
29	大島4丁目団地自治会	2,400

北砂地区

No.	災害協力隊名	世帯数
砂町小学校（北砂4-13-23）		
1	北砂4・7丁目町会	3,000
2	北砂4丁目住宅自治会	526
3	コープ南砂防災委員会	165
4	南砂5丁目第二団地自治会	53
5	南砂5丁目町会	220
6	スカイシティ南砂管理組合	260
7	北砂2丁目町会	505
8	東京スイート・レジデンス	526
第六砂町小学校（北砂6-26-6）		
9	区営北砂7丁目住宅自治会	95
10	コンドミニアム仙台堀パーク	146
小名木川小学校（北砂5-22-10）		
11	北砂3丁目町会	520
12	北砂3丁目西町会	530

13	北砂 3・5 丁目町会	1, 172
北砂小学校（北砂 1-3-36）		
14	北砂 1 丁目町会	800
15	都営北砂 1 丁目第 1 団地自治会	300
16	北砂 1 丁目都営第 3 アパート自治会	380
17	北砂 1 丁目都営第 2 アパート 1 号棟自治会	65
18	シャンボール南砂自治会	86
19	ウインザーハイム南砂自治会	412
亀高小学校（北砂 5-20-16）		
20	コープ野村大島自治会	216
21	北砂五丁目団地自治会	2, 809
砂町中学校（北砂 6-16-28）		
22	北砂 5・6 丁目町会	1, 730
23	都営北砂 6 丁目アパート自治会	65
24	東砂 1 丁目団地自治会	184
25	大島スカイハイツ自治管理組合	225
26	コスモ大島ロイヤルフォルム管理組合自治会	100
27	三井仙台堀公園ハイツ自治会	103
第四砂町中学校（北砂 5-20-17）		
28	アーバンハイツ北砂自治会	330

東砂地区

No.	災 害 協 力 隊 名	世帯数
第二砂町小学校（東砂 7-17-30）		
1	東砂 4 丁目町会	360
2	東砂 5 丁目町会	380
3	東砂 7 丁目舟入団地自治会	500
4	東砂 7 丁目アパート 35 号棟自治会	86
5	オーベルグランディオ砂町水辺公園	236
第五砂町小学校（東砂 8-11-5）		
6	東砂 7 丁目町会	750
7	東砂 8 丁目町会	1, 050
8	東砂 8 丁目親和会団地自治会	125
9	都営新砂 3 丁目アパート自治会	247
10	グランエスタ	671
11	ニューライズシティ東京ベイハイライズ	357
12	クレストフォルム東京アヴァンセ	368
13	ルネ南砂町リバーフィール管理組合	267
第七砂町小学校（東砂 3-21-5）		
14	ダイアパレス東砂自治会	104

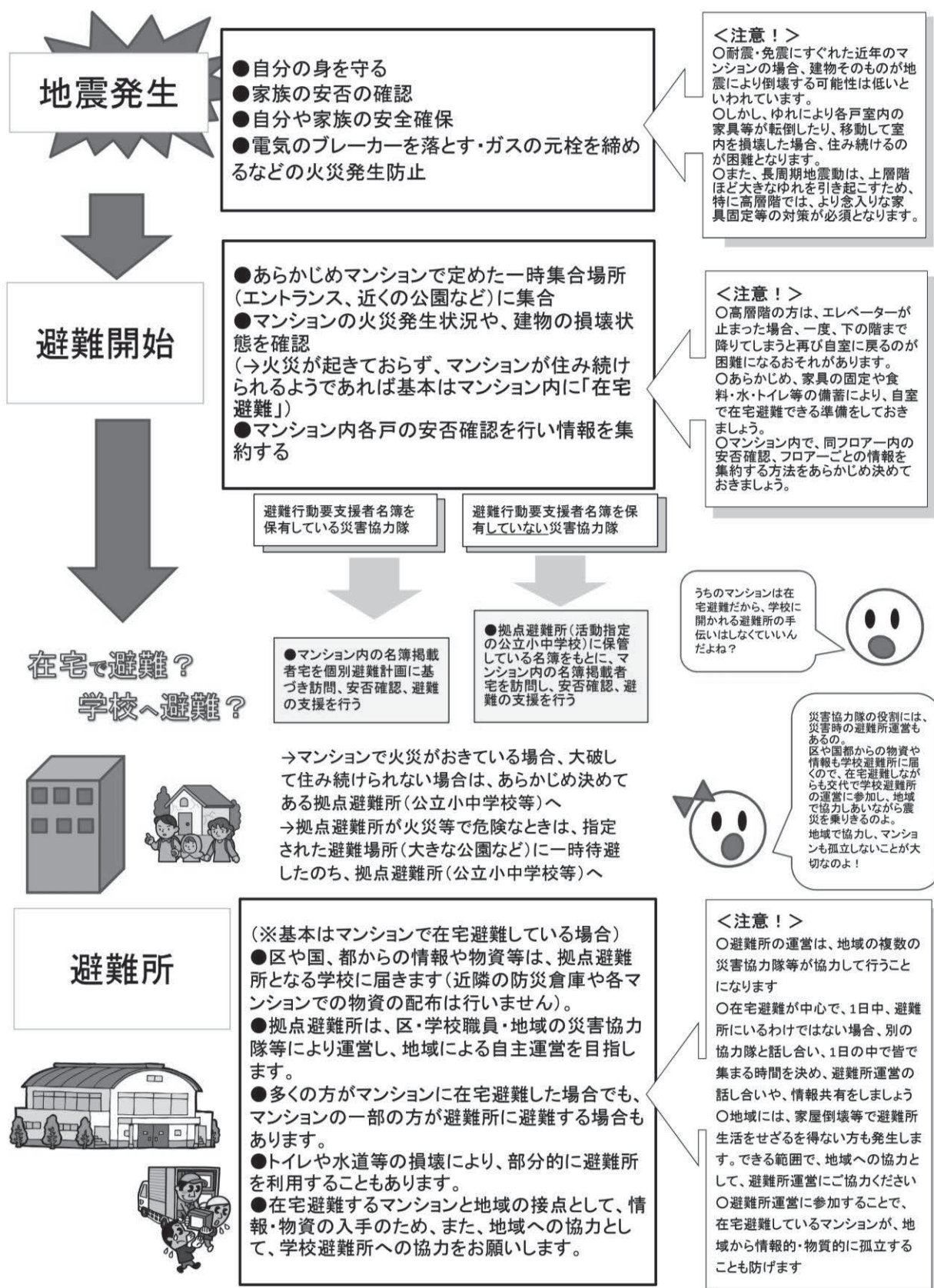
15	東砂 1 丁目第二アパート自治会	66
16	東砂 3 丁目町会	900
17	東砂 3 丁目ハイツ自治会	322
18	cosmos21 ザ・ガーデンズフォート	583
東砂小学校（東砂 2-12-14）		
19	東砂 1・2 丁目町会	350
20	東砂 2 丁目団地自治会	1, 125
21	東砂第二団地自治会	174
22	東大島ハイライズ自治会	308
第二砂町中学校（東砂 8-10-9）		
23	東砂葛西橋町会	1, 048
24	セントラルグリーンハイツ管理組合防災部	312
25	東砂 8 丁目協和団地自治会	270
26	アルス南砂サルレーテ	96
27	ライオンズマンション南砂町	196

南砂地区

No.	災 害 協 力 隊 名	世帯数
第三砂町小学校（南砂 6-3-13）		
1	南砂 5 丁目金森町会	540
2	南砂 5 丁目団地自治会	600
3	南砂中央町会	1, 033
4	南砂キャピタルコートース自治会	140
5	都営南砂 6 丁目アパート 1 号館自治会	108
6	都営南砂 6 丁目第 2 アパート自治会	95
7	南砂 7 丁目住宅自治会	62
8	南砂公園ガーデニア自治会	70
9	ウェルフェアグリーン南砂自治会	108
10	エムステージ・ウエスティア	336
第四砂町小学校（南砂 2-13-18）		
11	都営南砂 2 丁目アパート自治会	165
12	東陽町公園ハイツ壺番館自治会	126
13	東陽町ガーデニア管理組合自治会	321
14	南砂 2 丁目町会	226
南砂小学校（南砂 2-3-21）		
15	南砂住宅自治会 1 号棟委員会	676
16	南砂住宅自治会 5 号棟委員会	364
17	南砂住宅自治会 6 号棟委員会	468
18	南砂住宅自治会 7 号棟委員会	403
19	フェイスア	170

第三砂町中学校（南砂 3-10-3）		
20	南砂 3 丁目団地自治会	420
21	南砂 3 丁目いなり団地自治会	161
22	南砂 3 丁目西町会	140
23	南砂 3 丁目みどり団地自治会	524
24	南砂町グリーンハイツ町会	499
25	南砂西 4 丁目町会	430
26	南砂 4 丁目団地自治会	377
27	南砂 4 丁目公社住宅自治会	260
28	新砂 3 丁目南部自治会	10
南砂中学校（南砂 2-3-20）		
29	南砂住宅 2 号棟自治会	559
30	南砂住宅自治会 3 号棟委員会	520
31	南砂住宅自治会 4 号棟委員会	338
32	南砂 8 号棟住宅管理組合	511
第二南砂中学校（南砂 1-2-18）		
33	南砂 1 ・ 2 丁目町会	1,900
34	都営南砂 1 丁目アパート自治会	101
35	トミンハイム南砂 1 丁目	95
36	NPS（ナイスパークステイツ東陽町仙台堀川公園）	132

マンション（高層住宅）等で「在宅避難」するときには・・・



＜災害協力隊＞
〔本部〕 避難行動要支援者の安否確認・避難支援・情報収集

災害が発生

※役職ごとの活動内容

隊長
 本部員（副隊長・防災士）
 情報班
 救出救護班
 防火班（消火隊）
 避難誘導班
 物資班
 班員※避難支援者

活動指示

隊長
 本部員（副隊長・防災士）
 個別避難計画
 要支援者名簿
 ①要支援者名簿と個別避難計画を提供。安否確認・避難支援の指示。

避難支援者

②要支援者の安否確認・避難支援を実施。
 ③協力や救援が必要な場合、本部へ応援を要請。

協力依頼

避難誘導班

救出救護班
 防火班（消火隊）
 ④本部からの指示を受け、避難支援者と協力し、要支援者を救援。

状況報告

情報班
 ⑤活動状況の把握と要支援者名簿等への記録。
 ⑥記録内容を本部へ。拠点避難所へ名簿の提供準備。

状況報告

開設に伴い、活動を継続したまま拠点避難所に参集し、機能を移転する。

避難行動要支援者

＜近隣支援者＞
 要支援者の近隣住民。避難支援者と協力。

一時集合場所
 災害協力隊で定める。集団で避難するための中継地点。周辺の状況に応じて避難場所や避難所へ避難。

避難場所
 延焼火災から身を守るための一時的に避難するオープンスペース。

安否確認 & 避難支援 & 救援活動

確認・支援
 ＜民生・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会＞
 ＜防災関係機関＞ 警察・消防
 要支援者名簿

拠点避難所（区立小中学校等）

家屋の倒壊等により、一時的に生活を送る場所。

＜学校避難所運営協力本部＞
 学校長・PTA・災害協力隊・消防団・災害情報連絡員（区職員）等で組織し、避難所の開設・運営を行う。

学校長
 区職員
 災害協力隊
 ボランティア等

総務・情報班

避難所担当
 救護・衛生担当
 給食・物資担当
 居住班
 救援班

※災害協力隊の【避難誘導班・救出救護班・防火班】が参入。

避難所担当
救護・衛生担当
 ⑤要支援者を受入れ、誘導、部屋割りを調整。

状況報告

※災害協力隊の【避難誘導班・救出救護班・防火班】が参入。

救援班
 ④各災害協力隊や避難者有志により救援班を編成し、救援活動を実施。

救援要請

学校長
 ①学校に保管している要支援者名簿と個別避難計画を提供。

要支援者名簿
 個別避難計画
名簿提供

※災害協力隊の【隊長・本部員・情報班】が参入。

総務・情報班
 ②学校の要支援者名簿と各災害協力隊の名簿を照合し、情報集約。
 ③安否未確認等の要支援者がいれば確認の指示。

[災害時編] 避難行動要支援者救援活動モデル（江東区モデル）

※これは参考モデルです。災害の状況や地域の実情に合わせて適宜変更してください。
また、まずは身の安全と家族の安否確認・安全確保を優先してください。

<災害協力隊の基本的な活動指針>

災害が発生

Step 1 自分の身を守り、家族の安否確認・安全確保を実施する。

Step 2 自分が所属する災害協力隊が定める一時集合場所等に参集する。
(例：集会所・公園・区立小中学校の前等)

Step 3 自分が所属する災害協力隊は要支援者名簿等を保管しているか？
※分からない場合は隊長等の役員に確認してください。



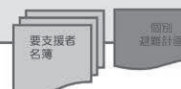
YES

NO

Step 4 要支援者の安否確認や避難支援の体制を取ることができるか？

NO

Step 5 拠点避難所（区立小中学校等）の名簿等を基に、避難者と協力して救援班を編成する。



YES

Step 6 要支援者の安否確認・避難支援・救援活動に当たる。



資料 17 被害状況報告用紙（第 1 号様式）

（第 1 号様式）

本表は災害発生後 4 時間以内に
報告ください（電話使用も可）

年 月 日現在

被害状況報告用紙

協力隊名

隊長名

り災総数	戸数	戸	世帯数	世帯	人員	人	備考	
人的被害	死者		人					
	行方不明		人					
住家の被害	全壊（焼）戸数		戸	世帯数	世帯	人員	人	
	流失戸数		戸	世帯数	世帯	人員	人	
	半壊（焼）戸数		戸	世帯数	世帯	人員	人	
	浸水	床上	戸数	戸	世帯数	世帯	人員	人
		床下	戸数	戸	世帯数	世帯	人員	人
非住家の被害	全壊（焼）戸数		戸	流失戸数	戸	半壊(焼)戸数	戸	
被害現場の地番								
応急措置経過報告又は要望事項								

資料18 被害状況報告用紙（第2号様式）

（第 2 号様式）

年 月 日現在

被害状況報告用紙

協力隊名

隊長名

(1)

		戸 数	世 帯 数	人 員	被 害 金 額
	全 壊 （ 焼 ）	戸	世帯	人	円
	流 失	戸	世帯	人	円
	半 壊 （ 焼 ）	戸	世帯	人	円
	床上浸水 すでに減水した 分も含めたもの	戸	世帯	人	円
	現在浸水中のもの	戸	世帯	人	円

(2)

人的被害	死 亡 者	人	食料の給与を 要するもの	世帯	世帯
	行 方 不 明	人		人員	人
	重 傷	人		左下部(3)の世帯人員を含める。	
	軽 傷	人			
寝具衣料品を 失ったもの	寝 具 を 全 部 失 っ た も の	人			
	衣 料 品 を 全 部 失 っ た も の	人			

(3)

(1) のうち指定避難所を除き一般住居等に避難しているもの	
世帯数	世帯
人 員	人

備 考（災害による被害概要）

.....

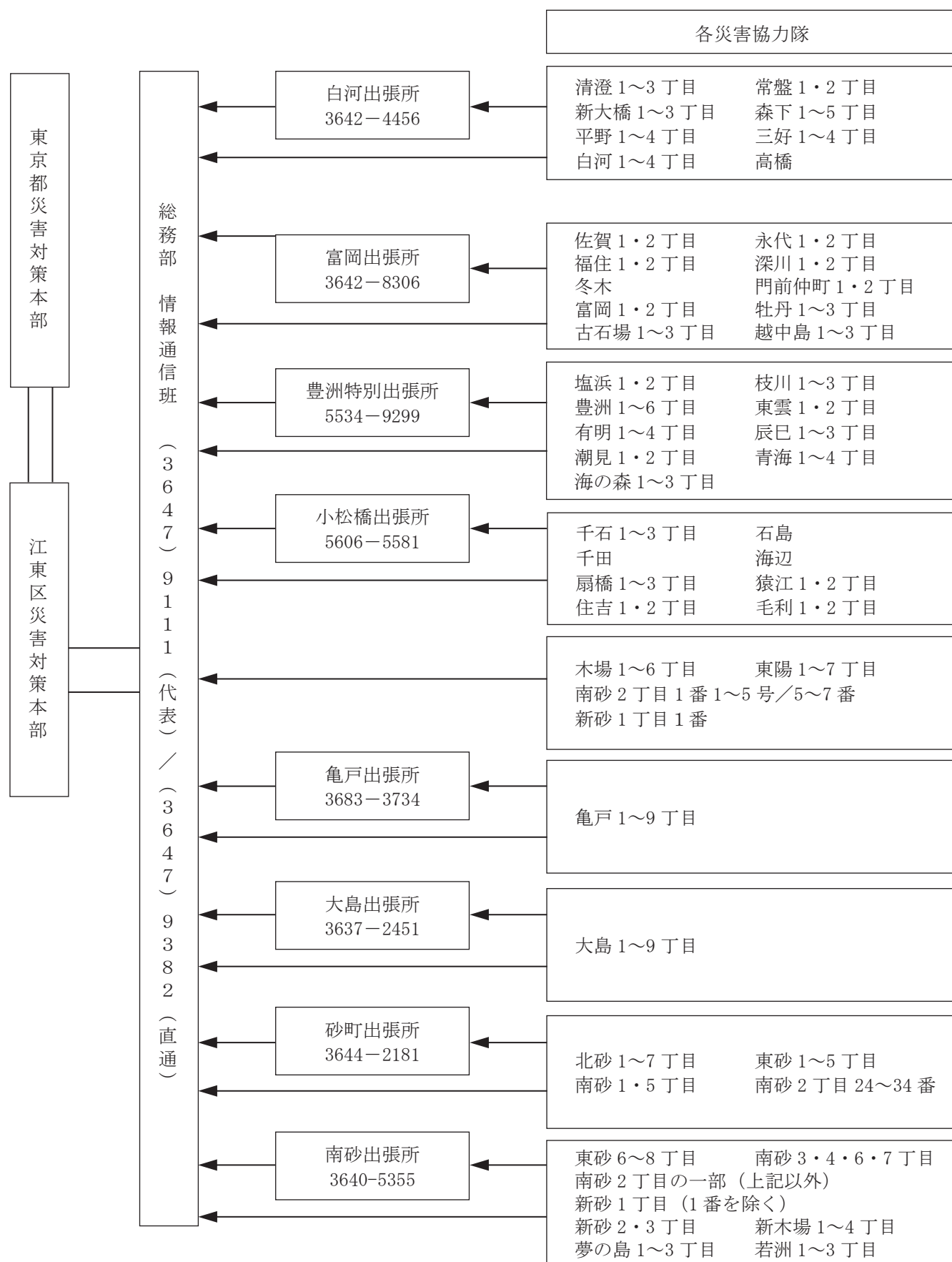
.....

.....

.....

.....

資料19 総務部情報通信班に対する被害状況通報系統図



① 災害発生初期は、拠点避難所の災害情報連絡員に報告してください。

② 災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになったときは、区災害対策本部 総務部情報通信班へ報告してください。

資料20 貸出用防災DVDリスト

貸出窓口：区役所防災計画課（防災センター4階）

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内 容
01	こども	アニメ	山古志村の マリと三匹の子犬	45 分	新潟県中越地震において、新潟県山古志村では多くの家屋が倒壊し、全村に避難命令が出されるほどの被害が発生しました。その被災地に取り残されながら強く生き抜いた犬の「マリ」と3匹の子犬たちの実話を基に、命の大切さや尊さを伝える、心温まる感動のアニメーションです。
04	こども	アニメ	タイムスリップ 1923	15 分	発明好きのお祖父ちゃんが遺した自転車に乗っていた守は、地震のエネルギーで関東大震災の日にタイムスリップ。少年時代のお祖父ちゃんと出会い、町内の火事を皆の協力で消し止めたり、地震で注意すべきことを学んだりします。
05	こども	アニメ	稲むらの火	21 分	1854（安政元）年、紀州有田郡広村を突然襲った津波から村人たちを救うために、収穫時期の稲むらに火を放って知らせた、浜口儀兵衛の実話に基づく感動の物語です。
06	こども	アニメ	じしんだ！ ミーちゃんの ぼうさいくんれん	12 分	猫のミーちゃん和大樹・大樹の両親は、“にゃんにゃん地震防災ランド”で地震についての教育を受けます。実際に地震の怖さを体験し、日頃の備えが大事だということを学びます。
10	中学生	実 写	大地の変化 第2巻地震 と地震にともなう現象	15 分	変化し続ける地球、地下に歪みとして蓄えられた地球内部のエネルギーを放出する地震を学習。地震の揺れ、大きさ、地震波の伝わり方、地震が起きる訳、震源までの距離、マグニチュードと震度、また地震による土地の変化として、断層、隆起の仕組みを学びます。
11	中学生	実 写	中学校理科 DVD 「地震と津波」 1 地震と津波	15 分	地震の発生と地震による津波発生メカニズムをシミュレーションし、津波が普通の波とは違うことや、津波の危険性を理解するとともに、日本での地震や調査研究を紹介。また、2004年12月に発生したスマトラ沖地震・津波発生メカニズムを、シミュレーションにより理解します。
14	一 般	記録 映像	震災の記録（Ⅰ）	26 分	過去の大地震における記録映像です。 ① 1923（大正12）年：関東大震災（記録映像の断片） ② 1946（昭和21）年：南海大地震（ニュース映画） ③ 1948（昭和23）年：福井大震災（短編映画）
15	一 般	記録 映像	震災の記録（Ⅱ）	28 分	過去の大地震における記録映像です。 ① 1952（昭和27）年：十勝沖地震（短編映画） ② 1964（昭和39）年：新潟大地震（ニュース映画） ③ 1968（昭和43）年：十勝沖地震（ニュース映画） ④ 1974（昭和49）年：伊豆半島沖地震（ニュース映画）
17	一 般	実 写	地震・その時どうする！！	22 分	様々な場所で地震に遭遇した場合の対処法と、大切な日頃の備えを具体的に解説します。
18	一 般	実 写	我が家の危機管理 1. 日頃の対策と心構え	15 分	阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を検証し、日頃の対策と心構えを、実例を通して分かりやすく解説します。

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内 容
19	一 般	実 写	我が家の危機管理 2. 被害者の体験から学ぶ	15 分	新潟県中越地震発生後の新潟県山古志村を取材し、被害者の体験を通して災害時・災害後の重要な対策を導き出していきます。
23	一 般	実 写	水害発生 ～命を守る日頃の備え～	22 分	まさかという場所で深刻な水害は起こっています。水害被害を防ぐためには、行政情報等を使いこなしながら行動することが大切です。この作品を通して、水害に対応するための意識のあり方を解説します。
27	一 般	実 写	外国人のための地震対策 地震!! どうする…	10 分	言語や生活習慣等が異なり、地震の体験や知識がない都内在住外国人が、災害発生時にとるべき適切な行動を紹介。日本語・英語・中国語・韓国語を収録しています。
33	一 般	実 写	その時、あなたは どうする！ 緊急地震速報のしくみと心得	15 分	緊急地震速報は、地震による強いゆれを事前にお知らせすることを目指す新しいシステムで、平成 19 年 10 月から一般向けの提供が始まっています。この速報の活用例の紹介のほか、この情報に接したときの心得を説明しています。
36	一 般	実 写	地震に備えて今やるべきこと 緊急地震速報が流れたらどうする？	23 分	緊急地震速報や「高層難民」「帰宅困難者」など新しい問題を踏まえながら、地震対策について考えていく作品です。
37	一 般	実 写	地域で減災！ あなたが力 みんなが力	24 分	減災の基盤として何より重要なのが、私たち自身の当事者意識です。「自助」「共助」の大切さを示し、地域防災への関心と参加意欲を呼び起こします。
38	一 般	実 写	地震だ！ その時どうする？	18 分	震災から自分を守る、また家族や地域で助け合うために必要な対策について解説します。
39	一 般	実 写	ふせごうー家具等の転倒防止対策ー	21 分	震災時には凶器にもなる家具の転倒に備え、防止対策を解説します。特典映像として防災度チェッククイズも収録。
40	こども	実 写	地震への備えが命を守る 緊急地震速報の音声流れたら…	21 分	大地震が起こった場合に、こどもがその場所に応じて身を守る方法をクイズ形式で展開します。また、最近注目されている緊急地震速報への対応についても触れています。
41	こども	アニメ	サル太郎 地震には負けないぞ！	15 分	地震への知識や心構えは、幼児期の早いうちに身に付けさせることが大切です。動物たちを主人公にストーリーを展開し、地震から命を守る方法を、想像力を働かせながら考えられる教材です。
42	一 般	実 写	Be Alive-生きる 首都直下マグニチュード 7.3	19 分	マグニチュード 7 程度の首都直下地震では、甚大な被害が想定されます。何をどうすれば自分たちが生き延びることができるかを、ある家族のドラマを通して学びます。
43	一 般	実 写	津波から生き延びるために知る・行動する	15 分	東日本大震災やスマトラ沖地震では地震よりも津波による被害のほうが甚大でした。津波から生き延びるための正しい知識と行動を、明治時代の三陸沖地震を例に解説します。
44	一 般	実 写	もし今、地震が起きたら	19 分	近年の地震被害に関する研究等をふまえ、今まで伝えられてきた地震等の心得が現在でも有効かどうかの検証と、今求められる地震時の心得、地震への備えを解説しています。

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内 容
45	一 般	実 写	避難所の開設・運営 その時、皆さんの力が必 要です	17 分	地域の防災拠点としての避難所の役割、開設・運営の流れ、東日本大震災で得られた教訓などをわかりやすく解説します。地域の共助力を高めることを目的とした市民向けの防災・減災 DVD です。
46	こども	実 写	急な大雨・雷・竜巻から 身を守ろう！	18 分	積乱雲がもたらす「急な大雨」「落雷」「竜巻」などに対して、児童が自らすみやかに身を守る行動をとるための知識や意識を学ぶことを目的としています。
47	こども	アニメ	じしんがきたらどうす る？むしむし村の防災訓 練	12 分	「むしむし村」の昆虫キャラクターたちが、教室で防災訓練を体験しながら、地震が起こった時の行動の仕方を学びます。
48	こども	実写	ナンデくんと学ぶ 地震と津波をしろーじ ぶんの命を守るためにー	16 分	地震と津波が起こるメカニズムや、緊急地震速報の仕組み、地震・津波が起きた時の行動の仕方を、CG映像等を用いて、小学生の「ナンデくん」と一緒に学び、解説していきます。
49	一般	実写	大地震発生！ ー東日本大震災・阪神・ 淡路大震災から学ぶー	18 分	東日本大震災や阪神淡路大震災の映像、被災者の体験談から「本当に学ぶべき教訓」を探り、迫り来る大地震に備えるための作品です。
50	一般	実写	いざというときの応急手 当 ～災害・事故・急病から 命を救う～	42 分	小さなケガの応急手当から、心肺蘇生法・AED の使い方まで、わかりやすく解説しています。 DVD 2 枚組【第 1 巻 応急手当編 19 分】【第 2 巻 AED と心肺蘇生法編 23 分】
51	一般	実写	まず命を守る備え 集合住宅・マンションの 防災対策	22 分	規模の違う 2 つのマンションの大地震に備える取り組みを通じて、マンション・集合住宅の自主活動のあり方を考えていく作品です。
52	一般	実写	熊本地震から学ぶ こんな対策があなたを救 う	26 分	熊本地震の大きな特徴を 5 つ挙げ、そこから学ぶことのできる教訓を、被害に遭われた方のインタビューや資料映像に加え、各分野の専門家による解説を交えて紹介しています。
53	一般	実写	大雨や台風から命を守る ために！！	38 分	一般的な水害リスクについての理解を深めるとともに、大雨や台風などからの命を守るためのポイントや早めに避難を行うことの重要性について解説しています。【ワークシートデータ付】
54	小学生	実写	大雨や台風から命を守る ために！！	26 分	水害クイズを通じて、一般的な水害リスクについての理解を深めるとともに、普段からの備えについて学びます。 【ワークシートデータ付】
55	一般	実写	君の命を守りたいー自 助・共助～首都直下地震 への備えー	115 分	過去の地震から得た教訓を基に、私たちに今、何ができるのかを問いかける内容となっています。 【本編 20 分】【事例集（11 項目） 95 分】
56	こども	アニメ	ズッコケ三人組のぼうさ い教室 地しんから身を 守ろうの巻	14 分	「ズッコケ三人組」のキャラクターとともに、地震が起きた時の命の守る行動、被害を未然に防ぐための工夫など、基本的な防災知識と防災行動を身につけていく教材です。
57	一般	実写	地震・水害から命を守る 生き抜くための自助・共 助	24 分	災害に遭遇する家族の様子をドラマで描き、「自助」・「共助」の重要性、命を守る備えと行動を実感的にイメージさせます。いま必要とされる防災知識が満載の作品です。

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内 容
58	一般	実写	災害時要援護者の支援 ともに生きのびるための 自助・共助	17 分	災害時要援護者支援の取組みは、地域の共助を考える上での大きなテーマとなってきました。災害時、ともに生きのびるためには何が必要なのか。要援護者自身の自助と周囲の共助のあり方を見つめ直すための作品です。
59	一般	実写	迫りくる大地震に備える ～そのとき、その場所に 合った身の守り方をする ために～	26 分	南海トラフ地震や首都直下地震といった大地震が、今後 30 年以内に高い確率で発生すると予想されています。様々な場所で地震に遭遇したときの身の守り方を学べる作品です。
60	一般	実写	ためらわず避難を！ 水害から命を守る備えと 避難行動	27 分	毎年のように発生する水害。自分のリスクを理解し、自分に合った避難方法を考え、行動計画を考えておくことが大切です。水害から命を守るために欠かせない対策を、わかりやすく解説していきます。
61	一般	実写	災害から一人の命も取り 残さないために 要配慮者の備えと避難行 動	27 分	要配慮者の命を守るためにどう備え、どう行動すれば良いのか。また、要配慮者自身に求められること、地域の人たちにできることは何でしょうか。自助・共助の両面から具体的な方法を探っていきます。
62	こども	アニメ	はなかつぱのぼうさいく んれん	14 分	こどもたちに大人気の「はなかつぱ」と仲間たちが登場する、幼児・小学生(低学年)向けの防災アニメーション教材です。「おかしもち」を合言葉に、地震が起きたときにどのように命を守る行動をとればよいか、こどもたちが「はなかつぱ」たちと一緒に学ぶことができる教材です。

江東区防災対策の現況について

令和 7 年 7 月 印刷物登録番号 (7) 12 号

編集発行



印刷所

江東区

総務部危機管理室
防災計画課
江東区東陽 4-11-28
TEL. (3647) 9111

睦美マイクロ株式会社

